

第3期 庄原市地域福祉計画



令和4（2022）年4月

庄原市

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって	1
【1】 社会的背景	1
【2】 計画策定の趣旨	1
【3】 地域福祉とは	2
【4】 地域共生社会の実現	3
【5】 根拠法について	3
【6】 地域福祉における圏域の区分	5
【7】 重層的支援体制整備事業	6
第2章 計画の概要	7
【1】 計画の位置付け	7
【2】 計画の期間	8
【3】 計画の策定体制	8
第3章 数字で見る庄原市の現状	9
【1】 人口等の現状	9
【2】 高齢者の現状	15
【3】 障害者の現状	20
【4】 子育て支援の現状	23
【5】 地域の現状	28
【6】 福祉的課題を抱えている人の現状	30
第4章 本市における課題の整理	31
【1】 第2期計画における取組内容と課題	31
【2】 アンケート調査結果から読み取れる現状と課題	40
【3】 本市の主な課題のまとめ	51
第5章 計画の基本的な考え方	53
【1】 基本理念と基本目標	53
【2】 施策の体系	56
第6章 計画の推進に向けた取組	57
【基本目標1】 福祉に関心を持ち地域のつながりを深めよう！	57
【基本目標2】 支え合い・助け合いの仕組みをみんなで作ろう！	63
【基本目標3】 困りごとを抱えた人に寄り添う気持ちを育てよう！	71
【基本目標4】 お互いを尊重し一人一人の権利を守ろう！	74
【基本目標5】 安全・安心なまちをつくろう！	82
第7章 計画の推進	93
【1】 計画の推進に当たって	93
【2】 計画の進行管理	94
資料編	95
1 庄原市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱	95
2 庄原市地域福祉計画策定推進委員会 第3期委員名簿	97

第1章 計画の策定に当たって

【1】 社会的背景

総人口の減少や少子高齢化の進行、人々のライフスタイルや価値観の多様化などを背景として、地域における住民同士で支え合う力の低下が危惧されています。さらには、高齢者や子どもへの虐待、ひきこもり、孤独死、生活困窮者の増加、各所で頻発する災害や感染症リスクの高まりなど、様々な社会問題が顕在化する中、ひきこもりの子どもを高齢の親が面倒をみる「8050問題」や介護と子育ての両方を担う「ダブルケア問題」、子どもが家事や家族の世話などを担う「ヤングケアラー問題」など、近年では従来の福祉サービスだけでは対応することが困難な福祉的課題が表面化しています。

このような状況の中、国においては、制度や分野の関係を超えて、地域住民をはじめとする多様な主体がつながる力を発揮することで、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を推進しています。

その実現のためには、福祉の領域のみならず、まちづくりや産業、防災や防犯対策、環境や教育等との多様な分野間の協力関係が必要とされています。

【2】 計画策定の趣旨

本市では、平成28（2016）年3月に「第2期 庄原市地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し「ほっと 里山 ～ 人つなぐ 心はぐくむ まちづくり ～」を基本理念として、地域における支え合いの活動を広げ、ふるさとを愛する心、親切でやさしい心を育み、全ての住民が安心して暮らせるまちづくりを目指して、様々な取組を推進してきました。

今後、本市においても地域福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応し、地域住民が抱える新たな課題の解決に向けて、より一層の地域福祉活動の充実が必要となっています。

本市では、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため「第3期 庄原市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

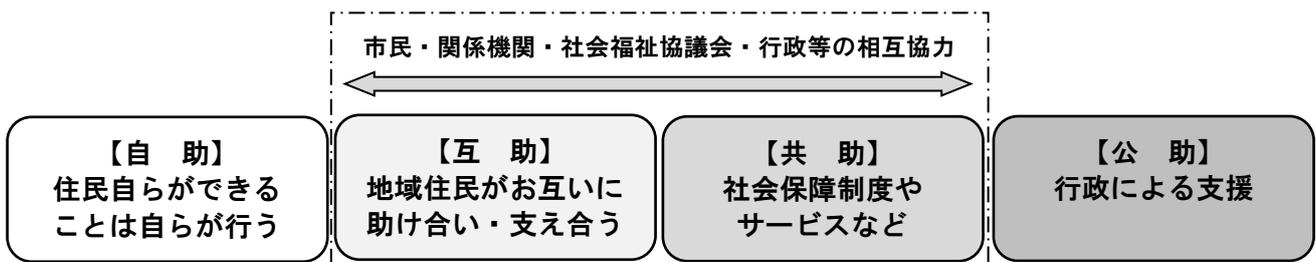
本計画は、地域福祉推進の主体である市民の参画とともに、これまでの地域福祉の取組における現状や課題の振り返りを踏まえ、地域の様々な福祉課題の解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた計画です。

【3】 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう「地域を中心として、共に支え合い、助け合う社会を基盤とした福祉」のことで「地域福祉活動」は、地域で支援を必要としている人の様々な困りごとや不安を、住民一人一人が主体となって解決していく取組のことです。

地域福祉を進めるには、日常の生活で起こる問題は、まず個人一人一人の努力（自助）で解決し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPOなどの力を得ながら（互助）解決する。また、介護保険制度、医療保険制度など相互の負担により成り立つ社会保険制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての様々な保健・医療・福祉等のサービスの提供など、行政でなければできないこと（公助）は行政が中心となって解決するといった、重層的な取組が必要です。

【 自助・互助・共助・公助のイメージ 】



自助	自分でできる範囲のことは自分で行う。（自助努力） 家族や親族による支え合い・助け合い 民間の福祉サービス等の利用
互助	身近な地域において隣近所や友人・知人とお互いに助け合う。 住民自治組織や社会福祉協議会等の社会福祉法人、ボランティア、NPO等の市民活動団体による支え
共助	介護保険制度や医療保険制度などを活用し、必要に応じて様々な社会保険制度やサービスの提供を受ける。
公助	公的な制度としての福祉・保険・医療その他の関連する施策に基づくサービスの提供や支援 生活保護や人権の擁護、虐待防止対策など行政施策として行うべきもの

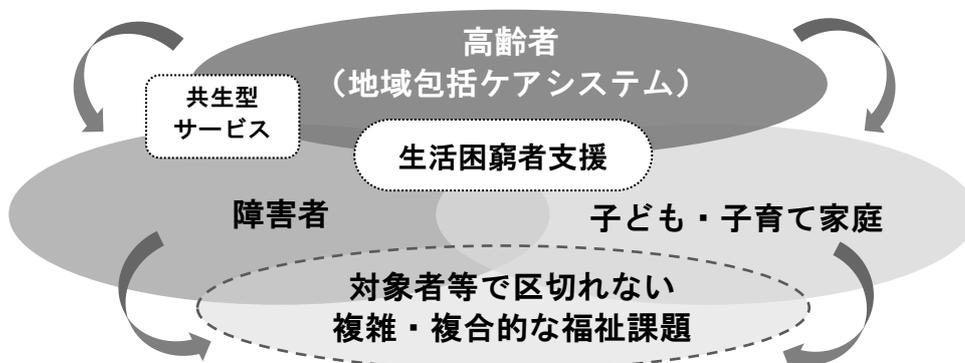
【4】 地域共生社会の実現

国においては、これまで高齢者支援として推進してきた「地域包括ケアシステム」を深化させ、分野を超えた連携による支え合いの仕組みとしての方針を示し、地域に暮らす全ての人が支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。

「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会として位置付けられています。

本計画は「地域共生社会」を実現するために、地域福祉を推進するための指針を定めた計画です。

【 地域共生社会の実現 】



【5】 根拠法について

本計画は「社会福祉法」第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として、市町村が策定する「市町村地域福祉計画」です。

平成29(2017)年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)」により「社会福祉法」の一部改正が行われ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が関係機関との連携等により課題の解決を図ること、市町村においては、包括的な支援体制の整備のほか市町村地域福祉計画の策定に努めるものとされ、従前の「任意計画」から「努力義務計画」となりました。また、本計画は「成年後見制度利用促進法^{※1}」に規定する「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村成年後見制度利用促進基本計画)」及び「再犯防止推進法^{※2}」に規定する「地方再犯防止推進計画」としても位置付けます。

※1【成年後見制度利用促進法】成年後見制度の利用の促進に関する法律

※2【再犯防止推進法】再犯の防止等の推進に関する法律

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抜粋）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

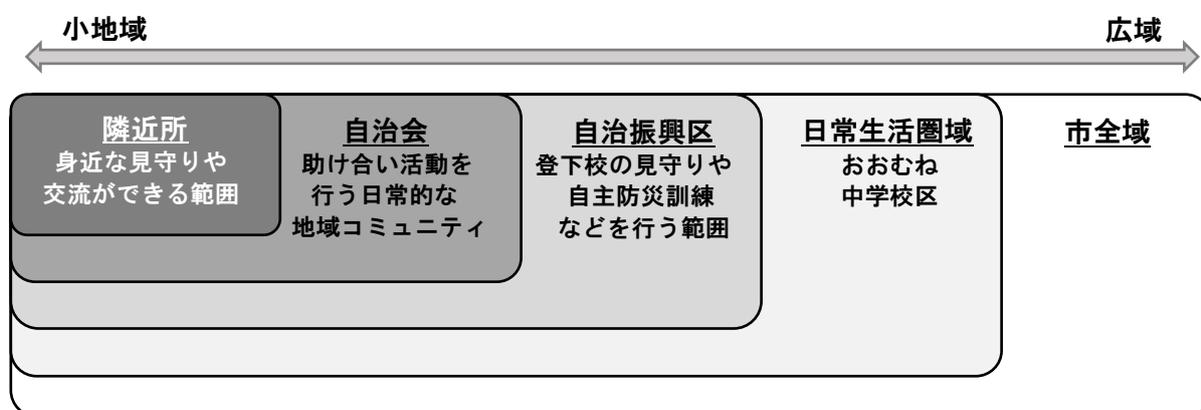
【6】 地域福祉における圏域の区分

地域福祉の推進に当たって「地域」の捉え方は、地域の課題、取組の大きさや範囲によって異なります。隣近所の小さな範囲から市全域まで、地域を重層的に捉え、適切な範囲において施策を推進することで、より効果的な活動の展開が期待できます。

地域福祉は、隣近所、自治会、自治振興区、日常生活圏域など、それぞれの圏域で活動している人が、その地域の中で横断的な連携を図りながら進めていく必要があります。

本計画では、第2期計画に引き続き、地域を「最も身近な生活圏域から市域まで」と捉え、それぞれの範囲における機能や役割に応じて活動を展開していくものとして位置付けます。

【 地域福祉における圏域の区分イメージ 】



隣近所	日常的な見守り、声掛け、買い物の代行、通院の支援や外出の付き添い、子どもの一時的な預かり、話し相手や相談相手、ごみ出し・・・など
自治会	地域の見守り活動、健康づくり、各種行事による交流、行政情報の周知、地域サロン活動などの居場所づくり・・・など
自治振興区	登下校の見守り、自主防災訓練や災害時避難行動要支援者への取組、生涯学習事業、圏域内の課題解決の取組・・・など
日常生活圏域	圏域内の関係団体や組織との連携、地域包括支援センターによる相談支援・・・など
市全域	総合的な情報提供や相談、人材の育成、関係機関・関係組織との連携・・・など

【7】 重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を整備するため「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の三つの事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。本計画では、今後、行政と地域、民間事業所など多様な主体との連携により「重層的支援体制整備事業」に基づく、隙間のない相談支援体制等の構築を見据えて策定します。

【 重層的支援体制整備事業の概要 】

相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、対象者の属性にかかわらず受け止める「包括的相談支援事業」を実施する。
- 複合的な課題を抱える相談者に関わる支援関係機関の役割や関係性を調整する「多機関協働事業」を実施する。
- 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ^{※1}等を通じた継続的支援事業を実施する。

参加支援

- 介護、障害、子ども、生活困窮等の既存制度については、緊密な連携により実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズ^{※2}に対応するため、本人のニーズと地域の資源との橋渡しや必要な資源の開拓など、社会とのつながりを保つための支援^{※3}を実施すること。

地域づくり

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤独・孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施する。
- 事業の実施に当たっては「住民同士が出会い参加することのできる場や居場所」「ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能」を確保する。

※1 【アウトリーチ】 困難を抱え、支援が必要であるにもかかわらず相談窓口へ足を運ぶことができない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働き掛けて、訪問等を通じて必要な支援につなげる活動のこと。

※2 【狭間(はざま)のニーズ】 例えば、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子どもがひきこもりである場合など。

※3 【社会とのつながりを保つための支援】 就労支援、見守り等居住支援など。

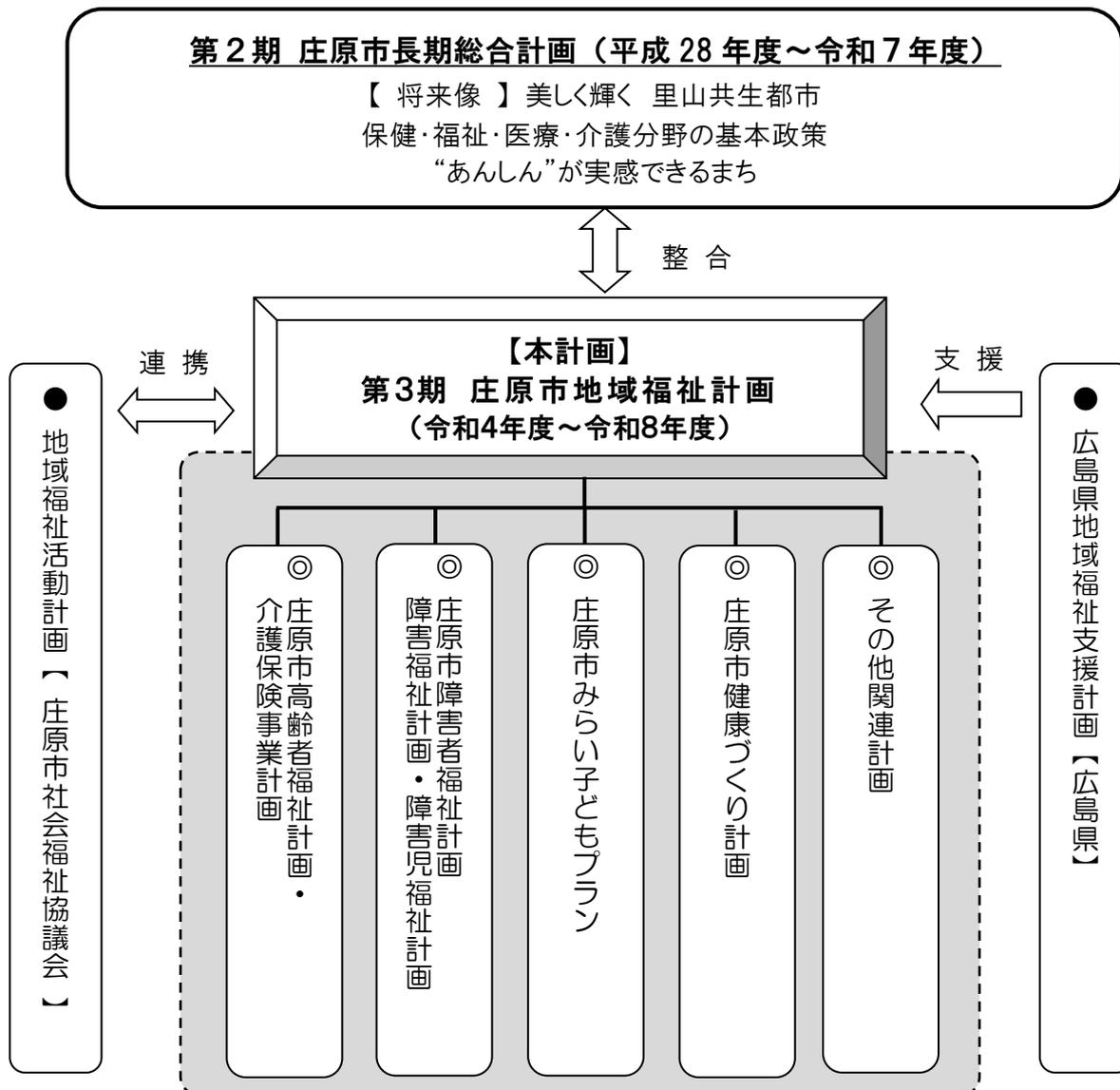
第2章 計画の概要

【1】 計画の位置付け

本計画は、本市における最上位の行政計画である「第2期庄原市長期総合計画」の趣旨に沿って策定します。

社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画が高齢者、障害者、児童、その他福祉の各分野における共通事項を一体的に定める上位計画と規定されたことから、関連計画である「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「みらい子どもプラン」「健康づくり計画」等との整合を図るとともに、社会福祉法の趣旨及び国の関係通知や「広島県地域福祉支援計画」を踏まえて策定します。また、庄原市社会福祉協議会が中心となって地域福祉の推進のために策定する活動・行動計画である「地域福祉活動計画」との連携を図ります。

【本計画の位置付け】



【2】 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度
庄原市長期総合計画	第2期			第3期			
庄原市地域福祉計画	第3期（本計画）					第4期	
庄原市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期		第9期			第10期	
庄原市障害者福祉計画	第3期		第4期				
庄原市障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第6期・第2期		第7期・第3期			第8期・第4期	
庄原市みらい子どもプラン	第2期			第3期			
庄原市健康づくり計画	第3次		第4次				

【3】 計画の策定体制

○ 生活福祉部内調整会議

- ・ 部長支所長会議への提案議題の整理(計画概要・骨子・最終案等)

○ 部長支所長会議

- ・ 計画案の審議、総合調整

○ 地域福祉計画策定推進委員会

■ 委員会構成(設置要綱第3条)

- ・ 学識経験者
- ・ 福祉関係団体の代表者又は構成員
- ・ 地域福祉活動等実践者
- ・ 庄原、西城、東城、口和、高野、比和及び総領地域の住民代表者
- ・ その他市長が必要と認める者

★ 計画の策定に関する調査、協議

○ 事務局体制

【事務局】生活福祉部 社会福祉課

- ・ 高齢者福祉課、児童福祉課、市民生活課、保健医療課、自治定住課、その他関係各課、庄原市社会福祉協議会

反映



市民アンケート・関係団体アンケート・パブリックコメント等

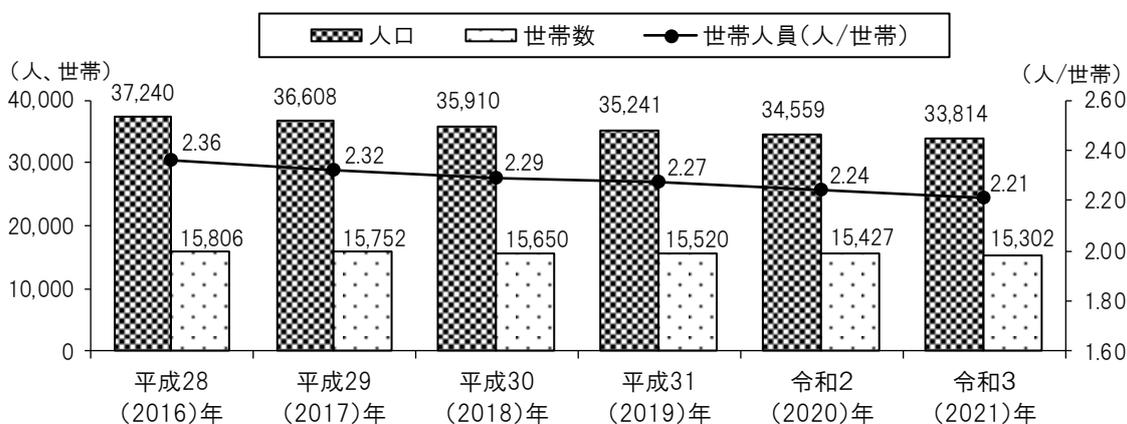
第3章 数字で見る庄原市の現状

【1】 人口等の現状

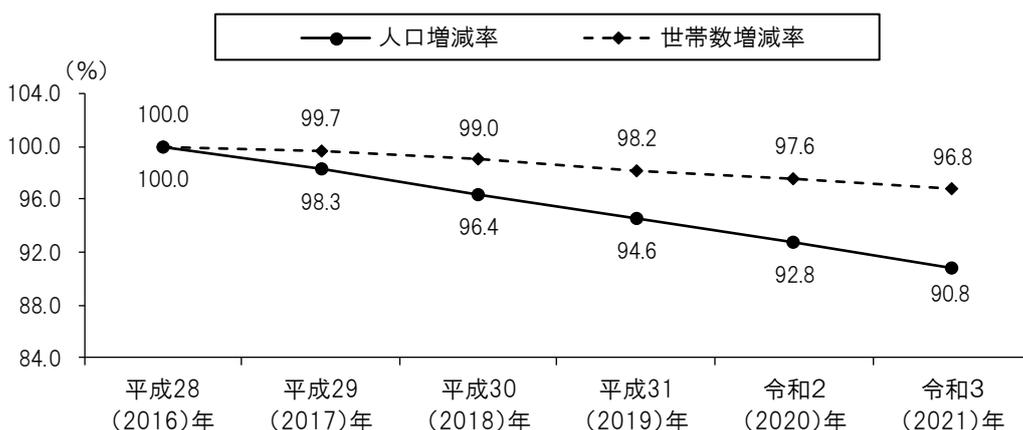
1 人口・世帯数の推移

本市の人口は、令和3（2021）年3月末日現在 33,814 人であり、平成 28（2016）年から約 3,400 人の減少となっています。近年は、人口、世帯数共に緩やかに減少しており、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 28（2016）年の 2.36 人から令和 3（2021）年で 2.21 人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



注：増減率は、平成 28(2016)年を 100 とした場合の各年の割合を示している。

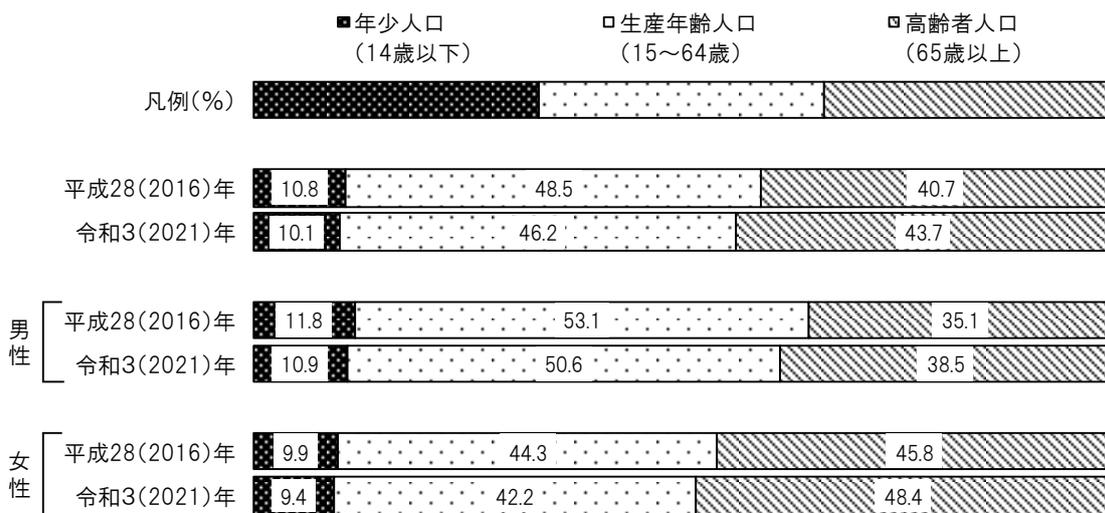
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

2 年齢別人口の推移

本市の年齢別人口をみると、令和3（2021）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が10.1%、「生産年齢人口（15～64歳）」が46.2%、「高齢者人口（65歳以上）」が43.7%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成28（2016）年の40.7%から令和3（2021）年で43.7%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

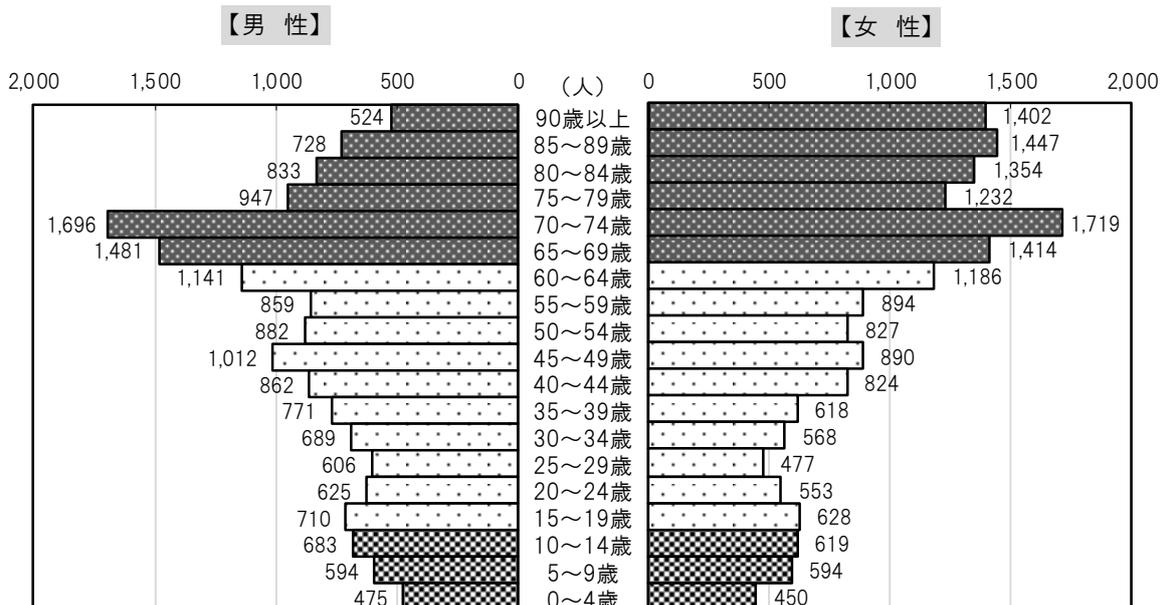
【年齢3区分人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70歳前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっており、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

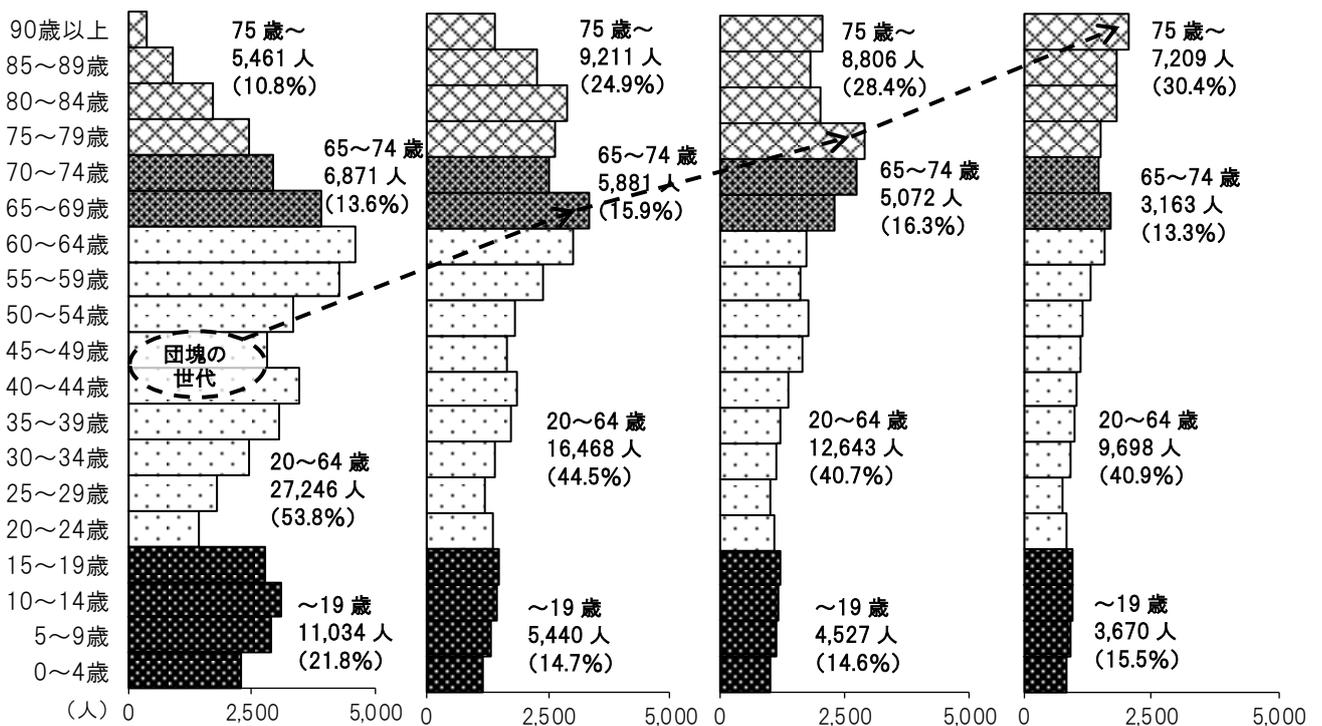
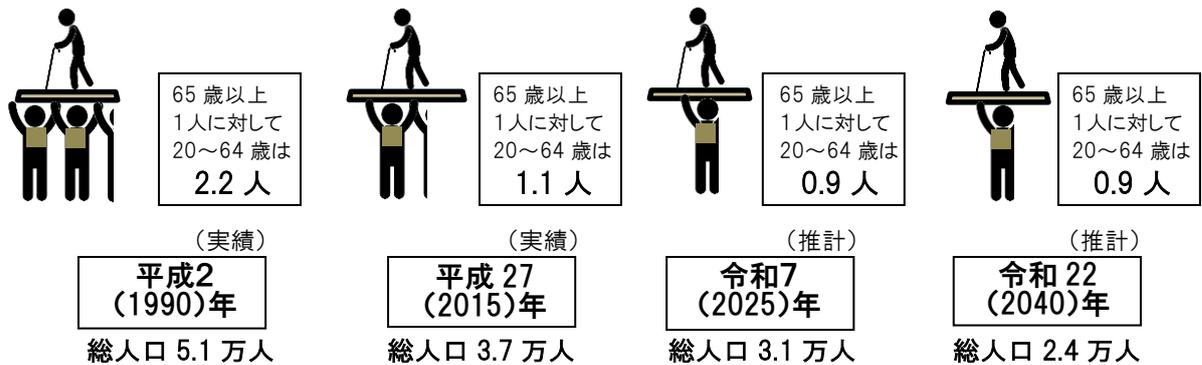
【年齢5歳階級別人口】



資料：住民基本台帳（令和3（2021）年3月末日現在）

本市の人口構造の変化をみると、少子高齢化の進行により、平成2（1990）年では1人の高齢者を2.2人で支える構造であったものが、団塊の世代が後期高齢者に移行する令和7（2025）年には、1人の高齢者を0.9人（1人未満）で支える構造になると想定されています。

【庄原市の人口ピラミッドの変化（1990～2040年）】

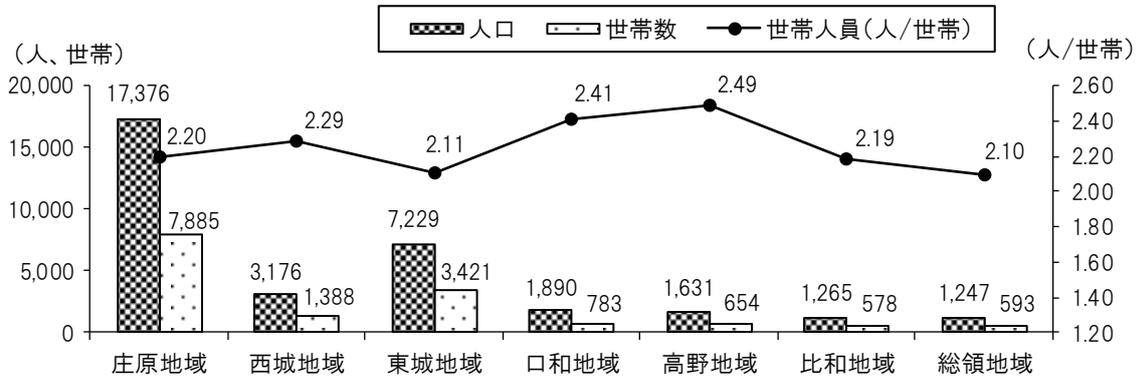


資料：国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所資料より作成
 注：平成2(1990)年は合併前の人口を合算

3 地域別人口・世帯数の推移

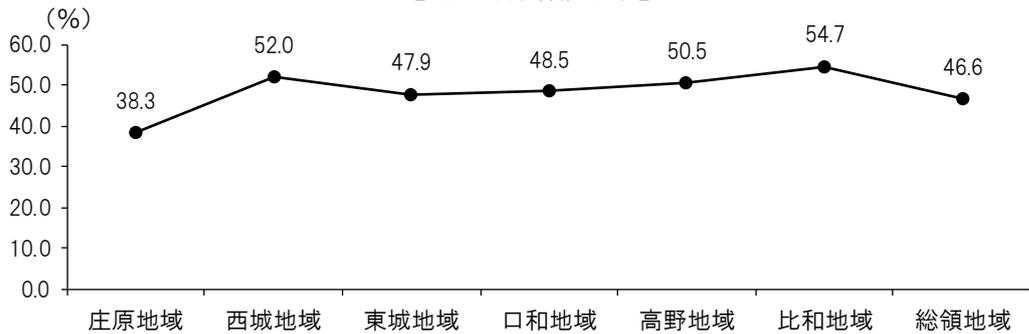
地域別の人口及び世帯数をみると、庄原地域が17,376人、7,885世帯と最も多くなっています。また、平成28(2016)年からの推移では、全ての地域において人口が減少しています。高齢化率は、西城、高野、比和地域で50%を上回っています。

【地域別人口・世帯数】



資料:住民基本台帳(令和3(2021)年3月末日現在)

【地域別高齢化率】



資料:住民基本台帳(令和3(2021)年3月末日現在)

【地域別人口・世帯数の推移】

	平成28(2016)年			令和3(2021)年			人口増減率(%)	世帯数増減率(%)
	人口	世帯数	世帯人員(人/世帯)	人口	世帯数	世帯人員(人/世帯)		
庄原市全体	37,240	15,806	2.36	33,814	15,302	2.21	-9.2	-3.2
庄原地域	18,472	7,885	2.34	17,376	7,885	2.20	-5.9	0.0
西城地域	3,660	1,483	2.47	3,176	1,388	2.29	-13.2	-6.4
東城地域	8,250	3,676	2.24	7,229	3,421	2.11	-12.4	-6.9
口和地域	2,096	817	2.57	1,890	783	2.41	-9.8	-4.2
高野地域	1,881	686	2.74	1,631	654	2.49	-13.3	-4.7
比和地域	1,457	621	2.35	1,265	578	2.19	-13.2	-6.9
総領地域	1,424	638	2.23	1,247	593	2.10	-12.4	-7.1

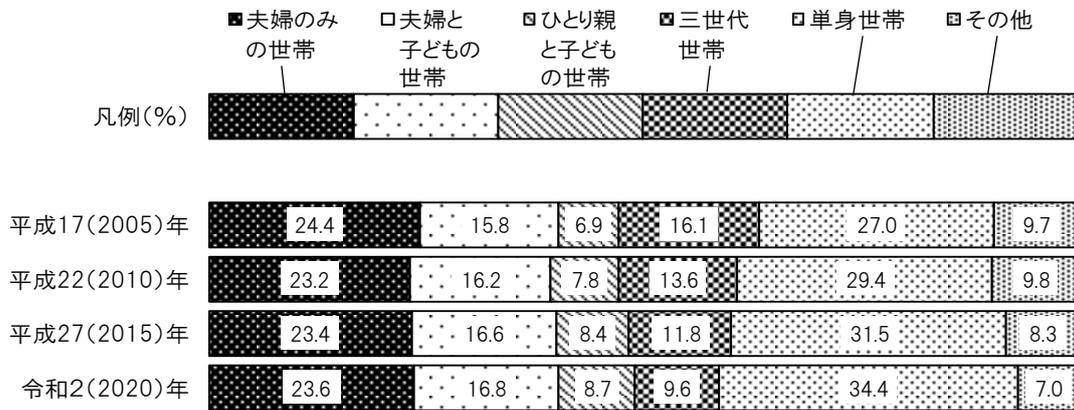
注:増減率は、平成28(2016)年から令和3(2021)年にかけての増減割合

資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

4 世帯の状況

世帯構成について、平成 17（2005）年から令和 2（2020）年までの推移でみると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」などは増加で推移していますが、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

5 ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本市の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和 2（2020）年では 135 世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成 17(2005)年	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	165	172	166	135
母子世帯数	141(85.5%)	145(84.3%)	143(86.1%)	120(88.9%)
父子世帯数	24(14.5%)	27(15.7%)	23(13.9%)	15(11.1%)

資料：国勢調査

6 高齢者世帯の状況

本市の 65 歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、減少傾向にありますが、高齢者単身世帯は増加しています。

【高齢者世帯数の推移】

	平成 27(2015)年		令和2(2020)年		増減率(%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	14,399	100.0	13,731	100.0	-4.6
65歳以上の高齢者のいる世帯	9,172	63.7	8,713	63.5	-5.0
高齢者単身世帯	2,422	16.8	2,441	17.8	0.8
高齢者夫婦世帯	2,148	14.9	2,145	15.6	-0.1
高齢者同居世帯	4,602	32.0	4,127	30.1	-10.3

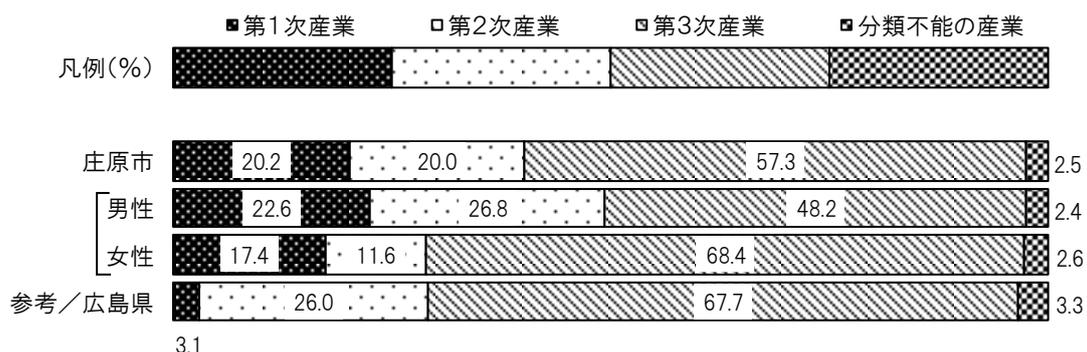
資料：国勢調査

7 産業別就業者構成比

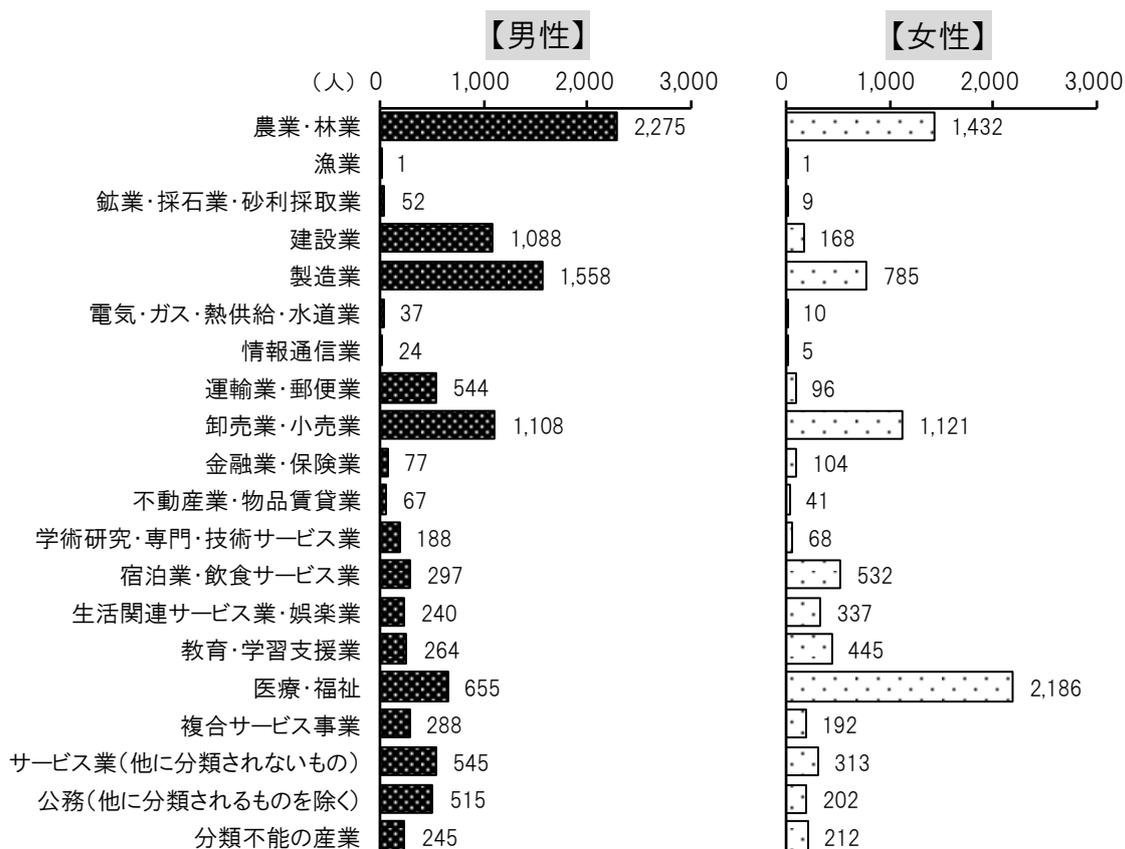
本市の産業別就業者構成比をみると、平成 27（2015）年では第 1 次産業の割合が 20.2%、第 2 次産業が 20.0%、第 3 次産業が 57.3%となっています。広島県全体と比べ、第 3 次産業の割合は低くなっていますが、第 1 次産業の割合は広島県を大きく上回っています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「農業・林業」「建設業」「製造業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



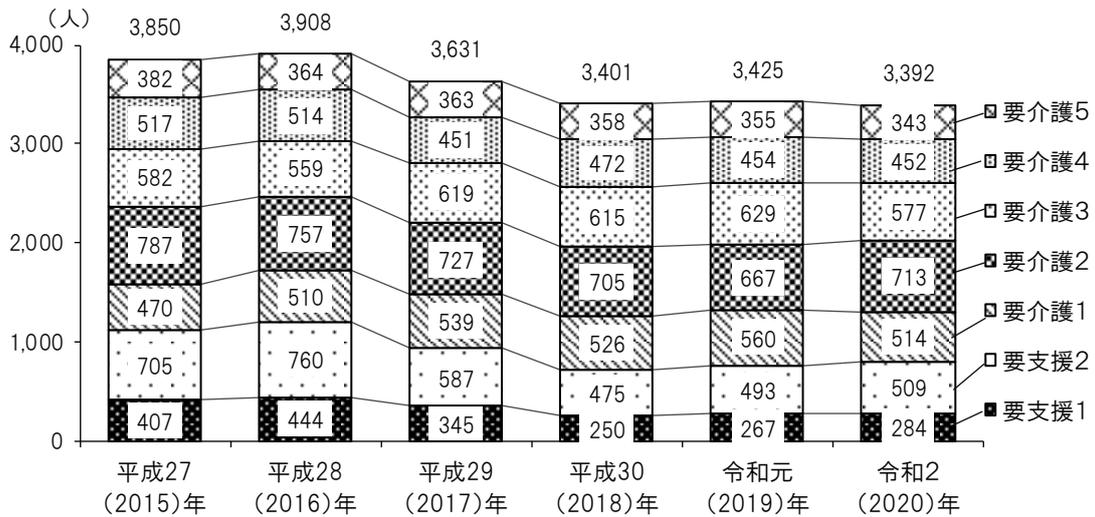
資料：国勢調査(平成 27(2015)年)

【2】 高齢者の現状

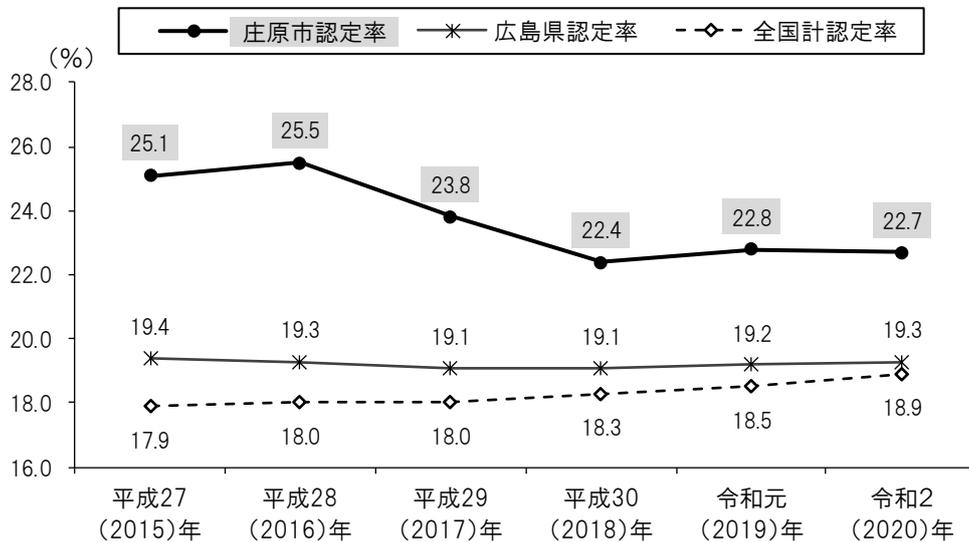
1 要介護等認定者数の推移

本市の要介護等認定者数は、令和2（2020）年は3,392人となっています。また、要介護等認定率は、広島県や全国の平均を上回って推移しています。

【要介護等認定者数の推移】



【要介護等認定率の推移】



資料：高齢者福祉課(各年9月末日現在)

2 通いの場の状況

本市には通いの場（週1回以上体操を実施）が2箇所あり、令和2（2020）年度の参加人数は659人となっています。

【通いの場の状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
通いの場所数(箇所)	0	0	0	0	2
通いの場の参加人数(人)	0	0	0	0	659

資料:住民運営の通いの場設置状況確認シート(広島県調査)(各年度3月末日現在)

3 サロンの状況

サロン（一般・生きがい創造型）の数は増加傾向にありましたが、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少に転じ126サロン、延べ参加人数は9,676人となっています。

【サロンの状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実活動サロン数	-	178	186	194	126
延べ参加人数(人)	-	19,977	19,875	20,601	9,676

注:補助対象分のみ

資料:高齢者福祉課(各年度3月末日現在)

4 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動状況

本市では、平成28（2016）年度から、生活支援コーディネーターを配置し、協議を年間12回実施するなど、地域の支え合い活動を推進しています。

【生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
生活支援コーディネーター(人)	10	8	8	9	9
協議回数(回/年)	7	12	12	12	12

資料:高齢者福祉課(各年度3月末日現在)

5 認知症高齢者の状況

市内における認知症高齢者数をみると、緩やかに増減しながら推移しており、令和2（2020）年度では2,232人、65歳以上人口に占める割合は15.1%となっています。

【認知症高齢者※の状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
認知症高齢者数(人)	2,211	2,177	2,231	2,255	2,232
65歳以上人口に占める割合(%)	14.6	14.4	14.9	15.2	15.1

※ 認知症高齢者は、要介護認定に伴う主治医意見書(Ⅱa以上)に基づく数値

資料:高齢者福祉課(各年度3月末日現在)

【高齢者の状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
総人口(人)	36,608	35,910	35,241	34,559	33,814
65歳以上人口(人)	15,184	15,083	14,946	14,865	14,777
高齢化率(%)	41.5	42.0	42.4	43.0	43.7

資料:住民基本台帳(各年度3月末日現在)

6 認知症カフェの状況

本市には認知症カフェが4箇所あり、参加人数は増加傾向にありましたが、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少に転じ687人となっています。

【認知症カフェの状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
設置数(箇所)	3	3	3	4	4
参加人数(人)	932	1,182	1,192	1,413	687

資料:高齢者福祉課(各年度3月末日現在)

7 認知症サポーター養成講座の開催状況

認知症サポーター養成講座の開催回数、受講者数は令和元（2019）年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、減少しています。

【認知症サポーター養成講座の開催状況】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
開催回数(回)	17	24	21	12	2
受講者数(人)	385	391	377	180	15
延べ受講者数(人)	7,974	8,365	8,742	8,922	8,937

資料：高齢者福祉課（各年度3月末日現在）

延べ受講者数は、各年度主要施策の成果に関する報告書に基づく数値

8 老人クラブ会員数の推移

老人クラブの会員数は減少傾向にあり、令和2（2020）年度では5,985人、会員登録率は35.0%となっています。

【老人クラブ会員数の推移】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
会員数(人)	6,846	6,236	6,170	6,120	5,985
会員登録率(%)	38.1	35.1	35.2	35.4	35.0

資料：高齢者福祉課（各年度3月末日現在）

9 シルバー人材センター会員数の推移

シルバー人材センターの登録会員数は、令和2（2020）年度では425人、会員登録率は2.5%と、近年はおおむね横ばいで推移しています。

【シルバー人材センター会員数の推移】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
登録会員数(人)	411	414	431	430	425
会員登録率(%)	2.3	2.3	2.4	2.5	2.5

資料：高齢者福祉課（各年度3月末日現在）

10 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況（市長申立分）は、令和2（2020）年度を除き、高齢者の利用者がおおむね横ばいとなっています。また、成年後見制度の利用者数は増加傾向となっています。

【成年後見制度利用者（市長申立分）の推移】

		平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
後見 ^{※1} (人)	高齢者	4	4	4	4	0
	障害者	0	3	0	0	0
	小計	4	7	4	4	0
保佐 ^{※2} (人)	高齢者	0	2	1	0	0
	障害者	0	0	0	0	0
	小計	0	2	1	0	0
補助 ^{※3} (人)	高齢者	0	0	0	0	0
	障害者	0	0	0	0	1
	小計	0	0	0	0	1
任意後見 ^{※4} (人)		-	-	-	-	-

資料：社会福祉課、高齢者福祉課「成年後見市長申立案件まとめ表(年度集計)」に基づく数値

【成年後見制度利用者の推移】

	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
後見(人)	63	68	70
保佐(人)	17	12	12
補助(人)	6	7	10
任意後見(人)	0	0	3
合計(人)	86	87	95

資料：広島県提供資料(平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度は 10 月6日現在、令和2(2020)年度は 12 月末日現在)

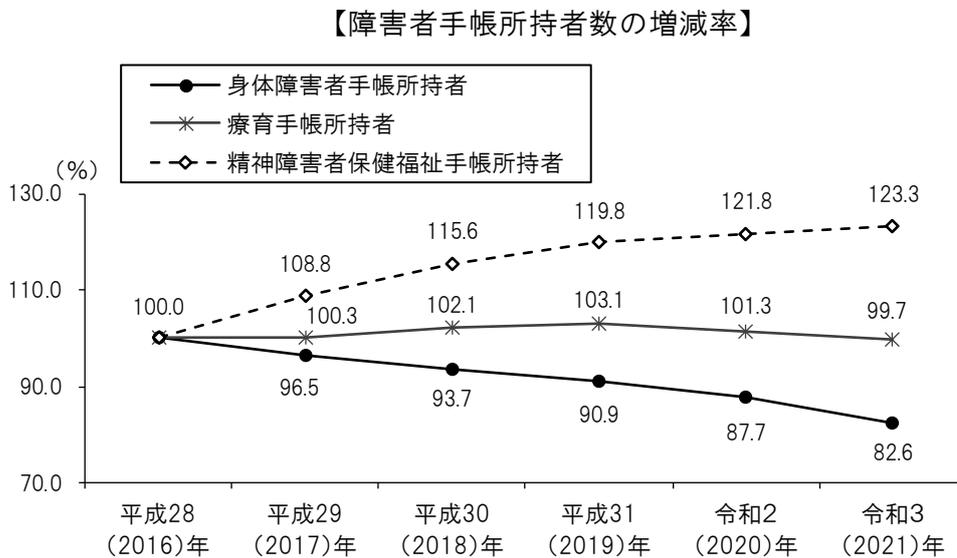
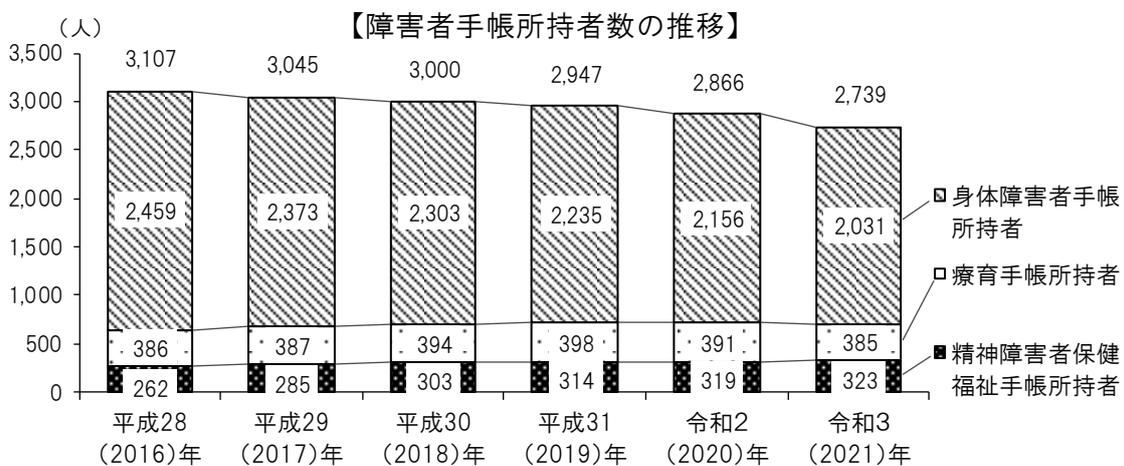
- ※1 【後見】常に判断能力を欠く状況にある人に適用されるもので、成年後見制度の対象者区分(3類型)の中でも、最も重い類型に当たる。後見の場合、家庭裁判所に選ばれた「成年後見人」が「成年被後見人」を法的に支援・保護します。
- ※2 【保佐】日常的な事柄は一人でできても、財産の管理や不動産取引等の重要な法律行為については、援助が必要な人で、3類型の中では中間的な位置付けにある。
- ※3 【補助】判断能力が不十分又は低下してしまった人に適用されるもので、3類型の中では最も軽い類型のこと。補助の場合「補助人」が「被補助人」を法的に支援する。
- ※4 【任意後見】本人が契約の締結等に必要な判断能力を有している間に、将来、判断能力が不十分になったときの後見事務の内容及び任意後見人を、自ら事前の契約によって決めておく制度で、公正証書の作成が必要となる。

【3】 障害者の現状

1 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和3（2021）年では2,739人となっています。

手帳の種類別で見ると、令和3（2021）年は「身体障害者手帳所持者」が2,031人と最も多く、全体の7割以上（74.2%）を占めています。「療育手帳所持者」は385人（全体に占める構成比14.1%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は323人（同11.8%）となっています。平成28（2016）年からの推移では「精神障害者保健福祉手帳所持者」の増加が目立っています。



注：増減率は平成28（2016）年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

2 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者数は増加傾向にあり、令和2（2020）年度は410人となっています。

【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
自立支援医療(精神通院) 受給者数(人)	355	376	395	418	410

資料：広島県（広島県北部厚生環境事務所・保健所 各年度事業概要（精神保健福祉対策））（各年度3月末日現在）

3 難病の状況

特定医療費（指定難病）の承認件数をみると、長期的には減少で推移しており、令和2（2020）年度は267件となっています。

【特定医療費（指定難病）承認件数の推移】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
特定医療費(指定難病)の 承認件数(件)	264	245	243	259	267

資料：広島県（広島県北部厚生環境事務所・保健所 各年度事業概要（難病対策））（各年度3月末日現在）

4 障害児を取り巻く保育・教育環境の状況

(1) 保育園等における障害児保育の実施状況

本市の保育園等入所児童数は、令和2（2020）年度で976人、そのうち加配対応障害児は13人となっており、いずれも減少傾向にあります。

【保育園等における障害児保育の実施状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
保育園等入所児童数(人)	1,081	1,106	1,049	1,029	976
うち加配対応障害児※	64	54	47	28	13

※ 保育所生活において保育士の加配が必要な児童(各年度加配実績)

資料：児童福祉課(各年度10月1日現在)

(2) 学校における特別支援教育の実施状況

本市の小学校児童数は、令和3（2021）年度で1,436人、そのうち特別支援学級は49人となっており、中学校の生徒数は759人、そのうち特別支援学級は22人となっています。また、特別支援学校の在籍者数は、小学部で24人、中学部で21人となっています。

【特別支援学級等の状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
小学校児童数(人)	1,648	1,604	1,549	1,523	1,493	1,436
特別支援学級(人)	31	32	32	43	51	49
中学校生徒数(人)	861	822	826	787	805	759
特別支援学級(人)	21	22	26	23	26	22

資料：教育指導課(各年度5月1日現在)

【特別支援学校の状況】

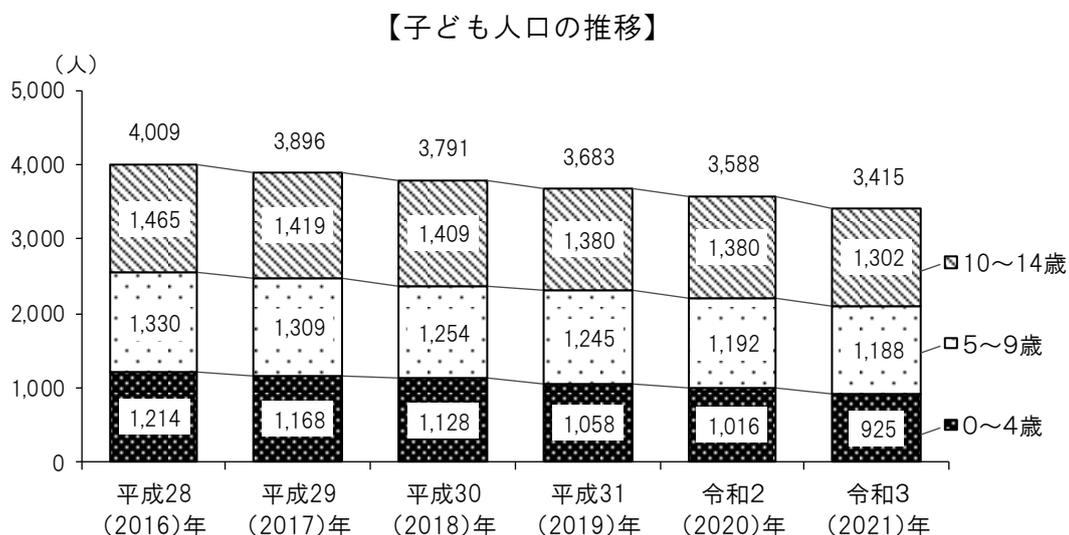
広島県立 庄原特別支援学校	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
小学部(人)	20	16	20	22	25	24
中学部(人)	19	18	16	19	19	21

資料：広島県(各年度5月1日現在)

【4】 子育て支援の現状

1 子ども人口の推移

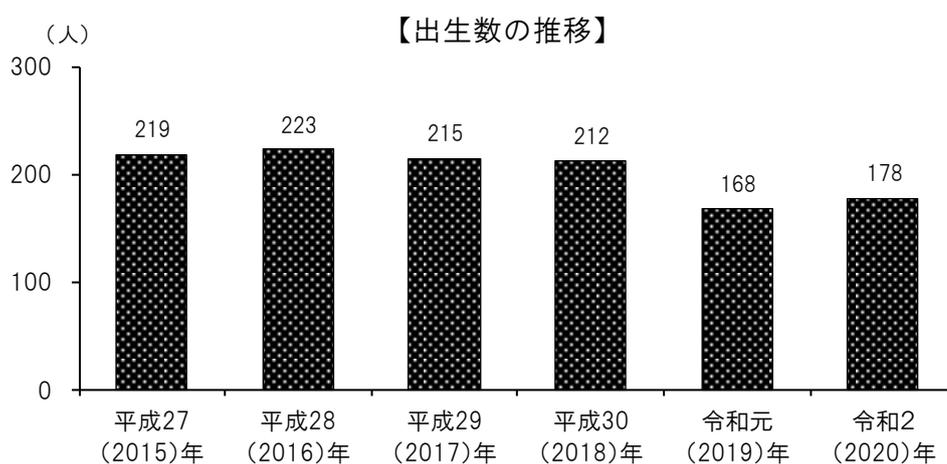
本市の14歳以下の子ども人口の推移をみると、減少で推移しており、令和3（2021）年は3,415人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

2 出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、令和2（2020）年は178人となっています。

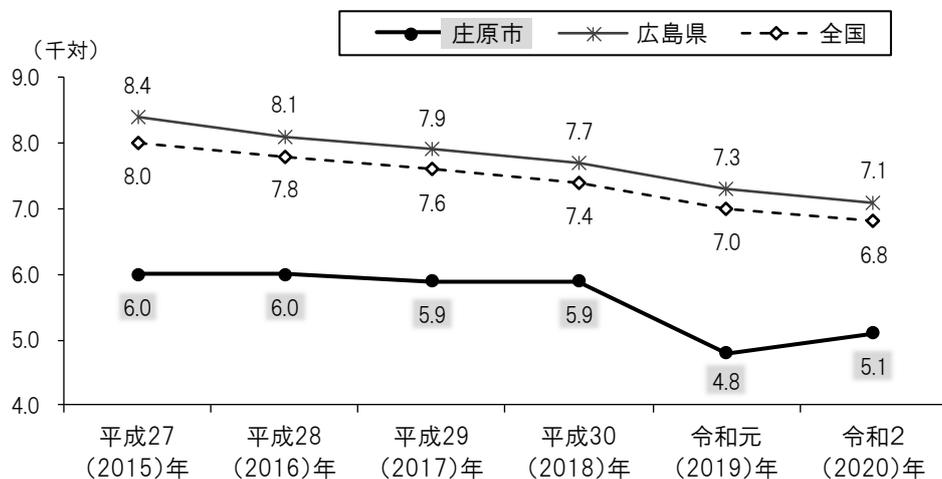


資料：人口動態統計

3 出生率の推移

本市の出生率※は、広島県や全国の平均を下回って推移しています。

【出生率の推移（人口千人当たり）】



※ 出生率とは、人口 1,000 人当たりの出生数

資料：広島県人口動態統計年報

4 子育て支援施設の利用状況

市内の保育施設は 21 箇所あり、入所児童数は令和 2（2020）年度で 976 人と、減少傾向にあります。また、幼稚園の入園児童数は緩やかな減少で推移しており、37 人となっています。

【教育・保育施設の入所状況】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
教育・保育施設数(箇所)	21	21	21	21	21
定員数(人)	1,401	1,383	1,383	1,363	1,318
児童数 合計(人)	1,081	1,106	1,049	1,029	976
～2歳児	404	398	384	383	372
3歳児	236	246	195	210	196
4歳児～	441	462	470	436	408
施設入所率(%)	77.2	80.0	75.8	75.5	74.1

資料：児童福祉課(各年度 10 月 1 日現在)

【幼稚園の入園状況】

庄原幼稚園(私立)	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
児童数(人)	47	54	48	47	37

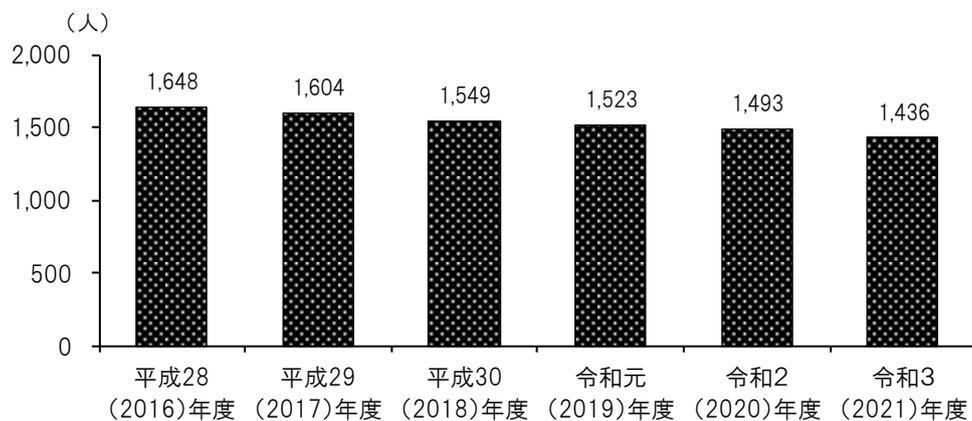
資料：教育指導課(各年度5月1日現在)

5 小中学校児童・生徒数の状況

(1) 小学校児童数

本市の小学校児童数は減少傾向にあり、令和3（2021）年度は 1,436 人となっています。

【小学校児童数の推移】

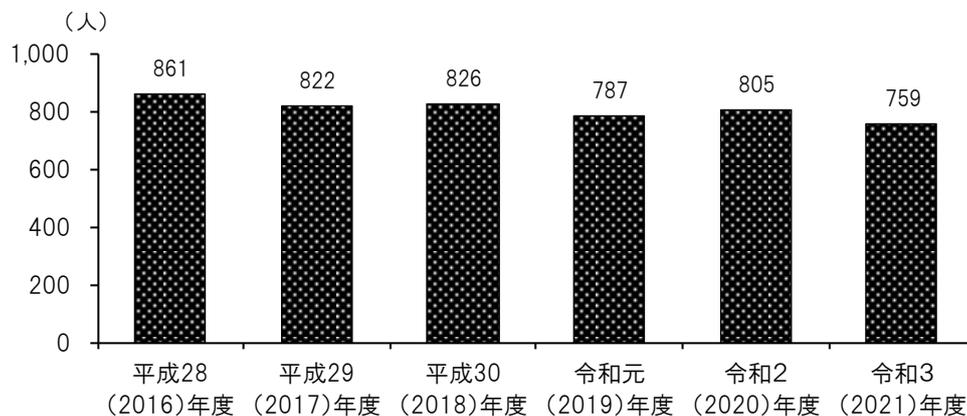


資料:教育指導課(各年度5月1日現在)

(2) 中学校生徒数

本市の中学校生徒数は、長期的には減少で推移しており、令和3（2021）年度は 759 人となっています。

【中学校生徒数の推移】



資料:教育指導課(各年度5月1日現在)

6 地域における子育て支援の状況

(1) 子育て支援サービスの実施状況

市内に子育て支援センターは12箇所あり、延べ利用者数は減少傾向にあります。また、ファミリー・サポート・センターの登録会員数も減少傾向にあり、令和2（2020）年度では505人となっています。病児・病後児保育事業の利用児童数は増加傾向にありましたが、令和2（2020）年度は減少に転じています。

【子育て支援サービスの実施状況】

		平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
子育て支援センター	施設数	12	12	12	12	12
	延べ利用者数	27,316	26,052	25,904	24,823	12,641
ファミリー・サポート・センター	登録会員数	626	606	571	558	505
	利用件数	279	182	229	315	104
病児・病後児保育事業	利用児童数	23	13	207	392	223

資料：児童福祉課（各年度 年度集計）

ファミリー・サポート・センターは、各年主要施策の成果の報告書に基づく数値

(2) 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施状況

放課後児童クラブの登録者数は、令和2（2020）年度で759人、放課後子供教室は310人となっており、いずれも登録者数は増加で推移しています。

【放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施状況】

		平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
放課後児童クラブ	実施箇所数	11	11	11	11	11
	登録者数	689	695	707	757	759
放課後子供教室	実施箇所数	8	8	9	9	9
	登録者数	168	188	192	284	310

資料：児童福祉課（各年度 年度集計）

7 母子保健の状況

(1) 相談体制

妊婦相談件数は、令和2（2020）年度で154件、育児相談件数は475件となっており、いずれも前年度に比べ減少しています。

【相談体制】

		平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
妊婦相談	件数	196	212	174	181	154
育児相談	件数	957	1,058	1,070	1,348	475

資料：保健医療課（各年度 年度集計）

(2) 乳幼児健康診査の受診率

乳幼児健康診査のうち、令和2（2020）年度の乳児健康診査の受診率は87.4%と、1歳6か月児や3歳児と比べて低くなっています。

【乳幼児健康診査の受診率】

		平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
乳児健康診査	受診率(%)	89.6	85.3	90.9	92.7	87.4
1歳6か月児健康診査	受診率(%)	90.4	89.0	93.5	90.2	94.2
3歳児健康診査	受診率(%)	93.5	94.3	91.5	87.1	95.5

資料：保健医療課（各年度 年度集計）

【5】 地域の現状

1 自治会数の推移

本市の自治会（組）数は、横ばいで推移しており、令和3（2021）年度は199の自治会（組）が組織されています。

【自治会数の推移】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
自治会(組)数	200	200	200	200	199	199

資料：自治定住課（各年度10月1日現在）

2 市民活動登録団体数の推移

本市の市民活動登録団体（まちづくり団体）数は、横ばいで推移しており、令和2（2020）年度は37の登録数となっています。

【市民活動登録団体数の推移】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
市民活動登録団体数	25	31	34	36	37

資料：自治定住課（各年度3月末日現在）

3 自主防災組織数の推移

自主防災組織数は緩やかな増加で推移しており、令和3（2021）年度は75の自主防災組織があります。

【自主防災組織数の推移】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
自主防災組織数	52	62	64	65	74	75

資料：広島県危機管理監消防保安課報告資料（各年度4月1日現在）

4 避難行動要支援者数の推移

避難行動要支援者数は長期的には減少傾向にあり、令和2（2020）年度は1,546人となっています。

【避難行動要支援者数の推移】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
避難行動要支援者数(人)	1,736	1,726	1,543	1,546	1,546

資料：社会福祉課（各年度3月末日現在）

5 社会福祉協議会会員数等の推移

社会福祉協議会の一般会員数は、緩やかな減少で推移しており、令和2（2020）年度は10,120世帯、加入率は66%となっています。

【社会福祉協議会会員数等の推移】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
一般会員数(世帯)	10,658	10,531	10,459	10,318	10,120
加入率(%)	67	66	66	66	66
特別会員数(法人数)	375	367	338	311	314

資料：社会福祉協議会（各年度3月末日現在）

6 ボランティア団体の登録状況

本市で福祉活動を行う団体は、令和元（2019）年度は40団体ありましたが、令和2（2020）年度では29団体に減少しています。

【ボランティア団体の登録状況】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
福祉活動を行う団体数*	39	40	39	40	29

※ 社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録団体数
資料：社会福祉課、社会福祉協議会（各年度4月1日現在）

【6】 福祉的課題を抱えている人の現状

1 生活保護世帯数・人員等の推移

本市の生活保護世帯数及び保護人員は、緩やかな減少傾向にあり、令和2（2020）年度は188世帯、保護人員は236人となっています。世帯類型別では、高齢世帯が約半数を占めています。

【生活保護世帯数・人員等の推移】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
受給世帯数 全体(世帯)	200	195	193	194	188
高齢世帯	85	89	91	92	91
傷病障害世帯	58	53	48	51	50
母子世帯	9	9	7	8	8
その他世帯	48	44	47	43	39
保護人員(人)	273	255	255	252	236

資料:福祉行政報告例(世帯数及び人員は各年度の平均値)

2 生活保護相談件数等の推移

生活保護相談件数は増加傾向にあり、令和2（2020）年度は133件となっていますが、申請件数は減少しており27件となっています。

【生活保護相談件数等の推移】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
相談件数(件)	47	53	99	95	133
申請件数(件)	29	31	40	35	27
開始件数(件)	22	22	33	26	22
保護率(%)	75.9	71.0	82.5	74.3	81.5

資料:社会福祉課(各年度3月末日現在)

3 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は、おおむね横ばいで推移しており、令和2（2020）年度では231人となっています。また、その子どもの数は減少傾向にあり355人となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
児童扶養手当受給者数(人)	270	232	232	237	231
18歳以下の子どもの数(人)	397	400	390	363	355

資料:児童福祉課(各年度3月末日現在)

第4章 本市における課題の整理

【1】 第2期計画における取組内容と課題

本市では、第2期計画に基づいて実行している施策や事業について、定期的に点検や評価を行い、その進捗状況を整理することによって課題を抽出し、今後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第2期計画の事業の取組状況の検証を踏まえた今後の課題を整理しました。

【基本目標1】共に生きる 人づくり

取組の方向1 地域に関心を持ちます

【これまでの主な取組内容】

- 地域の人をゲストティーチャーに招いた授業や地域の伝統文化の学習、地域の人との世代間交流や絵本の読み聞かせなどを通して、学校や保育所と地域の連携による教育の充実に努めました。
- 各自治振興区において、各種講座の開催や体育・スポーツ事業、団体の育成支援などの生涯学習事業を実施し、多様な生涯学習機会を提供しました。
- 市の広報紙などを活用して、地域活動に関する取組や活動団体についての情報発信、啓発活動を進めるとともに「みんなつながる地域交流会」を実施しました。
- 市の広報紙等で市民活動登録団体の活動を紹介するとともに、まちづくり応援補助金を交付し、活動を支援しました。

これまでの取組内容から見た評価と主な課題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育・保育現場において、地域との連携・交流の機会が減少しているため、ポストコロナ社会を見据えた、新しい生活様式に対応した地域との連携や多様な学習機会の検討・提供が必要です。
- 地域に親しみを感じる児童・生徒の割合は、おおむね県平均よりも高くなっていますが、地域との新たな連携の在り方の構築や各保育所の特性を生かした地域交流を検討し、より一層、郷土愛の心を育む必要があります。
- 各自治振興区が実施する生涯学習事業については、多様な学習機会の提供につながっていますが、参加者の限定化や実施状況に差が生じており、地域によって偏りなく実施するとともに、参加促進に向けた取組が必要です。
- 若年層の段階から地域活動への参加を促進する取組が必要です。
- 地域福祉を推進する団体の活動の活性化を図るため、市民活動登録団体の登録件数の増加を図る必要があります。

取組の方向2 思いやりの心を育みます

【これまでの主な取組内容】

- 職場体験学習や地域の清掃活動をはじめ、自治会などと連携した世代間交流や地域行事を実施し、子育て支援センターや保育所、学校や地域との交流を深めました。
- 学校での道徳教育の充実を図るとともに、小学校で三泊四日の「山・海・島」体験活動を実施しました。
- 各自治振興区で地域力醸成事業の講座など、各種事業を実施し「地域力」の醸成に向けた取組を推進しました。
- 認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症ケアパス[※]を活用し、認知症に関する正しい理解や相談場所の情報提供に努めました。
- 市のホームページを活用して「第2期庄原市地域福祉計画」の周知に努めました。また各担当部署において、取組を推進しました。

これまでの取組内容から見た評価と主な課題

- 子育て支援センター利用者の減少や高齢化による支援者の減少のため、今後の世代間交流については、地域の特性やニーズに応じて、効率的に促進していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育・保育現場において、地域との連携・交流の機会が減少しているため、ポストコロナ社会を見据えた新しい生活様式に対応した行事や活動を検討する必要があります。
- 各自治振興区において「地域力」の醸成を目的に、様々な事業の取組を進めていますが、地域の人材不足により、事業を実施する自治振興区が減少傾向にあるため、地域力醸成事業を活用した取組の更なる推進が必要です。
- 認知症サポーター養成講座を実施する団体が減少しており、今後は若い世代から認知症に関する理解を促すため、小中学生等、様々な団体へ講座の実施を促し、地域で認知症の人や家族を見守り支援する住民を増やす取り組みが必要です。
- 社会的課題の変化に対応するため「庄原市地域福祉計画」を見直し、関係機関との連携を強化して、各事業や取組を引き続き推進する必要があります。

※【認知症ケアパス】認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を目指して、認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」支援を受けることができるのか、認知症の進行や状態に応じて利用できるサービスの流れを情報として整理したもので、地方自治体が作成する。

取組の方向3 やってみようを応援します

【 これまでの主な取組内容 】

- 「みんなつながる地域交流会」の開催や先進地視察研修などを通して、地域リーダーの育成を推進しました。
- 社会福祉協議会が実施するボランティアセンターなどの運営や活動を支援しました。
- シルバーリハビリ体操の普及・啓発に努めるとともに、体操を通じた地域づくりを行うため、指導士の養成に取り組みました。
- 市の広報紙などを活用して、地域活動に関する取組や活動団体についての情報発信、啓発活動を推進するとともに、市民活動登録団体の活動を支援しました。

これまでの取組内容から見た評価と主な課題

- 「みんなつながる地域交流会」などへの参加者の多くが60歳から70歳の方であるため、次世代のリーダー育成を見据え、若年層の参加促進に向けた取組の検討が必要です。
- ボランティアに携わる人材の高齢化に伴い、活動休止や中止となる団体が増えているため、人材確保に向けた取組の検討が必要です。
- シルバーリハビリ体操を希望する団体に指導士を派遣し、体操の実践を通じた市民参画型の介護予防と健康増進、体操の普及につながっていますが、参加人数が減少傾向にあるため、更なる認知度の向上や医療・介護・福祉の専門職への普及啓発、指導士と地域の関係機関・団体との連携の強化、啓発活動が必要です。
- 地域で活動する団体に関する広報や情報提供、福祉活動の啓発が引き続き必要です。

取組の方向4 一人ひとりの健康を守ります

【 これまでの主な取組内容 】

- 庄原市学校保健会で研修会を開催し、学校での健康教育の充実を図りました。
- 子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、誰もが気軽に取り組める軽・ニュースポーツの普及及び参加促進に取り組みました。
- 健康寿命の延伸を目指し、健康づくり計画をはじめとする各計画に基づいた健康づくり活動や健診受診率の向上に向けた多様な取組や食育事業を推進しました。
- こころの健康講座を開催し、うつ病や心の健康に関する正しい知識の普及に努めるとともに、ゲートキーパー[※]養成講座を開催しました。
- 健康講座やがん講演会を開催するとともに、出前トークなど地域で講座を開催する団体等への支援を行いました。

これまでの取組内容から見た評価と主な課題

- 児童・生徒がスマートフォン等のICT機器へかける時間の増加等に伴う視力や生活習慣病への影響が懸念されていることから、児童・生徒の生活実態の積極的な把握や各学級での指導の充実など、各学校の組織的な対応を構築し、健康教育を更に推進していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅で過ごす機会が増えた人も多くなったため、ウォーキングをはじめ自宅でできる健康づくりについても検討する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健康診査の受診率が低下したことから、健診の重要性の普及啓発や受診しやすい環境づくりなど、受診率の向上に向けた取組が必要です。
- 心の健康に関する啓発や必要な方への支援につながるゲートキーパーの役割は重要となっているため、ポストコロナ社会を見据えて、自身のストレスを自覚し正しい対処ができるよう啓発するとともに、周囲の人が気付き、声を掛け合い、見守ることができるよう、ゲートキーパー養成講座を継続的に実施していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での講座が減少しましたが、引き続き市民を対象とした健康講座や地域での出前トークを開催するなど、健康づくりについての啓発が必要です。

※【ゲートキーパー】自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、耳を傾け、必要に応じて関係機関につなぎ、見守る役目を担う人のこと。

【 基本目標 2 】 支えあいのつながりづくり

取組の方向 1 日ごろの関係を大切にします

【 これまでの主な取組内容 】

- 「ひとり暮らし高齢者等巡回相談員」が、ひとり暮らしの高齢者等の世帯を訪問し、安否の確認や生活の不安の解消などにつなげました。
- 高齢者の身近な集まり場としての地域デイホーム活動を行う団体や市民活動登録団体への支援を行い、高齢者の健康寿命の確保や地域の福祉力の醸成を図りました。

これまでの取組内容から見た評価と主な課題

- 「ひとり暮らし高齢者等巡回相談員」が様々な相談に対応できるよう、自治振興区や民生委員・児童委員等と連携し、見守りネットワークの強化に努める必要があります。
- 高齢化や負担の増大などによる地域デイホーム活動参加者の減少や世話人後継者の不足などの課題解消に向け、継続的に実施できる仕組みづくりや専門職の参加など、より効果的な支援方法の検討が必要です。

取組の方向 2 みんなが集まる場をつくります

【 これまでの主な取組内容 】

- 7地域で地域子育て支援拠点事業を実施し、子育て中の親子を対象に交流促進を図りました。また、子育てサークルや親の会の育成を支援し、交流の場づくりを進めました。
- 市内障害者団体の運営を支援するとともに、障害者の社会参加や交流促進を図るため、各種大会などへの参加をはじめとする活動の支援を行いました。
- 市全域への第2層協議体の設置や各地域へのサロンの活動、認知症カフェの設置を推進しました。
- 高齢者を対象とした介護予防啓発のセミナーや集まり場の世話人を対象に、地域での活動を支援する会を自治振興区単位で開催し、介護予防の啓発や地域での介護予防の推進を図りました。
- 閉じこもりなど何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、介護予防につながるよう努めました。
- 集まり場として地域で利用する集会施設を維持管理するとともに、市の広報紙などを活用した情報提供等を行い、集まりやすい環境づくりに努めました。

これまでの取組内容から見た評価と主な課題

- 少子化や低年齢児保育の増加、高齢化等により子育て支援センターの利用者や支援者が減少傾向にあるため、引き続き地域の特性やニーズに応じた交流を促進する必要があります。
- 障害者の社会参加の機会確保に向け、関係団体との意見交換や連携の充実を図り、継続的に支援を行う必要があります。
- 男性高齢者は、集まり場への参加率が低いため、継続的に実施できる仕組みづくりや参加を促進するための支援方法の検討、認知症カフェの設置ができていない地域へのアプローチなどが必要です。
- 介護予防教室などの参加者が固定化する傾向にあるため、地域の高齢者の状況に応じた教室の開催や男性の参加促進に向けた取組が必要です。併せて、対象者の把握方法の検討や介護予防事業、集まり場の情報を関係機関で共有していくことも必要です。
- 各取組の広報活動や啓発、集まり場として活用されている集会施設に対する補助内容の検討、地域活動を担う団体への支援が引き続き必要です。

取組の方向3 支えあいの絆を育みます

【これまでの主な取組内容】

- 地域子育て支援センターにおいて、ファミリー・サポート・センターの受け付けや相談を行い、身近な場所での子育て支援に努めました。
- 生活支援コーディネーターを配置し、地域の支え合い活動を推進しました。
- 「ひとり暮らし高齢者等巡回相談員」がひとり暮らしの高齢者等の世帯の訪問や緊急通報装置の設置等を行い、生活不安の解消につなげました。
- 「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者に関する情報の収集や名簿、個別避難計画の作成、避難所への誘導など、避難支援体制を整備しました。

これまでの取組内容から見た評価と主な課題

- 高齢化により子育て支援センターの支援者が減少していますが、引き続き身近な地域の子育て支援として、地域の特性やニーズに応じた交流を促進させる必要があります。
- ひとり暮らし高齢者などの日常生活での不安解消や緊急時の対応、地域とのつながりを促進するため、引き続き巡回相談員による見守り活動を行うとともに、民生委員や関係機関と連携する必要があります。
- 近年、大規模災害の発生による高齢者等の被害が多くなっているため、地域や要支援者の実態に応じた避難支援体制の構築や関係機関との連携強化、より実効性の高い個別支援計画の作成が必要です。

取組の方向4 地域のネットワークをつくります

【 これまでの主な取組内容 】

- 日常生活圏域内で開催される会議などに出席して、関係者との連携を図り地域包括支援ネットワークの構築を進めました。
- 生活困窮者の状態に応じた、包括的かつ継続的な相談支援に取り組みました。
- 高齢者や障害者、ひとり親家庭、生活困窮世帯への支援を行うとともに、市の広報紙やホームページ等を活用して、福祉サービス等の周知に努めました。
- 専門機関や関係機関と連携し、児童や高齢者、障害者の虐待やDV[※]被害者に対する支援や対応を行いました。また、関係機関と連携して情報共有を図るとともに、市のホームページを活用して、相談窓口の周知に努めました。
- 地域で子育て世代を支援する「子育て世代包括支援センター（ほのぼのネット）」、高齢者虐待の防止などを図る「庄原市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」、障害者を支援する「庄原市障害者支援協議会」の設置や、地域福祉の発展に寄与することを目的として設置された「庄原市地域福祉ネットワーク会議」と連携を図りました。

これまでの取組内容から見た評価と主な課題

- 複雑・多様化する地域の課題を共有して対応を検討し、適切な支援につなげるため、引き続き関係機関とのネットワークの構築を図ることが必要です。
- 生活困窮者の把握や適切な支援を行うため、関係機関との情報共有や連携・支援体制の充実に努めるとともに、生活困窮の要因に応じた支援や対象者の自立を促進する事業について更に検討する必要があります。
- 高齢者や障害者、ひとり親家庭、生活困窮世帯などへの支援制度について、時期や表現内容など、より分かりやすく効果的な周知が必要です。
- 増加する相談や複雑化する課題にも対応できるよう、職員のスキルアップや体制の強化を図るとともに、引き続き関係機関との連携が必要です。
- 地域全体で子育て世代を支援していくため、「子育て世代包括支援センター（ほのぼのネット）」の機能強化のための仕組みづくりが必要です。
- 住み慣れた地域における高齢者や障害者等の安心した生活を確保していくため、「庄原市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」や「庄原市障害者支援協議会」を定期的に開催し、今後の各施策に反映させていく必要があります。
- 地域の福祉課題等を共有し、地域福祉の発展を図るため「庄原市地域福祉ネットワーク会議」と市が引き続き連携していくことが必要です。

※【DV(ドメスティック・バイオレンス)】夫婦や恋人など親密な関係にある(あった)パートナーからふるわれる暴力のことで、殴る、蹴るなどの身体的暴力をはじめ、大声でどなるなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力のほか性的暴力など、多様な形態がある。

【 基本目標3 】おたがいさまの仕組みづくり

取組の方向1 誰かの困りごとは地域の課題です

【 これまでの主な取組内容 】

- 地域ケア会議について、検討内容や対象範囲などにより重層的な会議構成とするなどの機能の充実を図るとともに、生活支援コーディネーターを配置しました。
- DV、児童虐待防止や適切な対応を行うための「庄原市安心家庭ネットワーク」を設置しました。
- 全市域へ、身近な地域での助け合いの仕組みや課題解決を行うための「第2層協議体」を設置しました。
- 「地域マネージャー活用交付金事業」などの実施により、自治振興区で地域課題等に取り組む「地域マネージャー」の人材確保への支援を行いました。

これまでの取組内容から見た評価と主な課題

- 個別ケア会議や圏域ケア会議の充実を図るとともに、効果的な取組を共有する機会を設け、地域づくりに生かす必要があります。
- 複雑・多様化する課題に対応していくため「庄原市安心家庭ネットワーク」の機能強化が必要です。
- 「第2層協議体」の設置後、取組や活動が活性化していないところがあるため、生活支援コーディネーターによる支援を継続するとともに、協議体の取組を地域に伝える方法を検討する必要があります。
- 福祉事業等に取り組む地域マネージャー数は増加しているものの、人材不足や地域マネージャーへの負担増大の課題もあるため、地域の課題解決の取組の推進につなげていくための「仕組みづくり」を促進していく必要があります。

取組の方向2 地域の社会資源を創ります

【これまでの主な取組内容】

- 自宅での育児や養育が困難な病気の児童を、一時的に専用施設で保育する病児・病後児保育施設を整備しました。
- 7地域で地域子育て支援拠点事業を実施し、子育て中の親子を対象に交流促進を図りました。また、子育てサークルや親の会の育成を支援し、交流の場づくりを進めました。

【再掲】

- 市全域への第2層協議体の設置や各地域へのサロンの活動を支援し、認知症カフェの設置を推進しました。【再掲】
- 高齢者、障害者、子育て等の各分野において、「子育て世代包括支援センター（ほのぼのネット）」「庄原市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」「庄原市障害者支援協議会」などの設置や、地域福祉の発展に寄与することを目的として設置された「庄原市地域福祉ネットワーク会議」と連携を図りました。【再掲】

これまでの取組内容から見た評価と主な課題

- 安定的かつ継続した病児・病後児保育を行い、子育て環境の向上に引き続き努めることが必要です。
- 各地域で設置した協議体やサロンが地域の実情に応じて継続的な活動となるよう、参加意欲や活動の認知度の向上、仕組みづくりなどの支援をしていく必要があります。

取組の方向3 地域の活動を育てます

【これまでの主な取組内容】

- 子育て支援センターや自治振興センター、自治会等と連携して世代間交流や地域行事を実施し、地域活動を支援しました。
- 関係団体と連携して、研修や講座などの取組を推進しました。
- 生活支援コーディネーターを配置し、協議体に取り組む生活支援体制づくりを支援しました。
- 各地域で取り組んでいる活動の紹介を行い、それぞれの活動の大切さを再確認するとともに、新たな活動につながるきっかけづくりとしました。

これまでの取組内容から見た評価と主な課題

- 研修や講座などを引き続き開催し、地域における人材育成（次世代のリーダー育成、元気な高齢者の活躍）を進めることが必要です。
- 各地域で実践されている福祉活動（協議体、ボランティア、子育てグループなど）について、高齢化等に伴う参加者の減少や固定化の傾向にあるため、参加意欲の向上への取組や各活動への支援が引き続き必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、各地域での活動に当たって定員を設けざるを得ないため、活動をより多くの人に知ってもらう紹介などの取組を進めることや各地域の事例紹介により、新たな取組が進むように取り組むことが必要です。

【2】 アンケート調査結果から読み取れる現状と課題

1 アンケート調査の概要

本計画の策定に当たり、市民や市内の地域福祉に関係する活動を行う団体やグループに対し、福祉に関する現状や課題、意向等を把握し、施策等を検討する上での基礎資料とすることを目的にアンケートを実施しました。

【アンケート調査の概要】

	市民アンケート	関係団体アンケート
調査対象	18歳以上の市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自治振興区 ・地区民生委員児童委員協議会 ・市内社会福祉法人 ・高齢者サロン（世話人） ・ボランティアセンター登録団体 ・子育て支援、健康づくり関係グループ ・その他地域活動団体
調査方法	郵送配布、郵送回収	郵送配布、郵送回収
配布数	3,000人（無作為抽出）	279団体
調査期間	令和3(2021)年 8月31日～9月21日	令和4(2022)年 1月13日～1月31日
有効回収数	1,771件	187件
有効回収率	59.0%	67.0%
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わりの状況（近所との関係性、地域への思い、地域行事等への参加状況、地域福祉や地域課題への関心度、福祉の担い手、地域福祉を推進するための自助・公助の役割など、32問） 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等の活動状況や課題（団体等の活動上の課題、地域福祉を推進するための市の取組、地域福祉を充実するための自助、公助の役割など、9問）

2 市民アンケート調査結果からみる現状と課題

(1) 福祉への関心を高めることによる地域のつながり意識の強化

- 隣近所との付き合いの程度をみると、年齢が高い層ほど近所付き合いが親密な人が多く、逆に、若い年齢層ほど付き合いが薄い傾向にあります。（問7※）
- 地域の福祉課題への関心度をみると「とても関心がある」人は1割程度ですが「どちらかといえば関心がある」を含めると大半が関心を示しています。また、隣近所との付き合いが親密な人ほど関心度も高い傾向にあります。（問13）
- 住んでいる地域に対する評価をみると「愛着度」は全体的に高く「静けさや緑など自然環境の良好さ」に次いで「近所付き合いや助け合いなど近隣関係が良好である」という評価が高くなっています。特に、市内で最も高齢化が進む比和地域でこの評価は最も高く、次いで高野地域が続きます。また、年齢が高い層ほど評価も高い傾向にありますが、逆に30代で最も低く、年齢による差が顕著にみられます。（問8）
- 地域福祉を推進するためにできることをみると「地域のことに関心を持つ」が4割で上位に回答されています。（問22）
- 住み慣れた地域で安心して生活するために必要なことをみると「地域や近隣で、助け合う意識」が約6割で2番目に高く「互助」の意識は高いことがうかがえます。（問23）

【課題】

- 若い年齢層では、現状、隣近所との付き合いは薄いものの、福祉への関心度の高さはほかの年齢層と大きな差はみられず、大半が関心を示しています。また「地域や近隣で助け合う意識」が重要であることは、年齢にかかわらず多くの市民が認識しています。地域のことに関心を持つことに対する意向も強いことから、隣近所との付き合いの第一歩として、日頃から挨拶を交わすなど「ゆるやかな関係」から、徐々に「助け合う関係」に発展できる関係に深めていく必要があります。
 - 年齢が高い層では、隣近所とのつながりや助け合いの意識は、既にある程度構築されているとみることができます。一方で、若い年齢層に対しては、地域福祉の意義をSNS等のデジタルツールも活用しながら情報を発信するとともに、誰にでも分かりやすく周知し、福祉の意識を高めるきっかけづくりを整えていく必要があります。
-

※ カッコ内の番号は、アンケートの質問番号を示す。（以下同様）

(2) 集まり場をつくる、仲間をつくる

- 住んでいる地域に対しては「障害者が集える場所が充実している」「子どもや子育て家庭が集える場所が充実している」という評価が相対的に低く、子育て家庭が集える場所については、特に 40～60 代の年齢層で評価が低くなっています。
- 令和2（2020）年2月に、市内に居住する要介護認定を受けていない65歳以上の市民を対象に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な取組として「見守りや声かけ」に次いで「サロンなどの定期的な集まりの場」が3人に1人の割合で続いており、「集まり場」に対する市民のニーズは高くなっています。（介護問36）

【課題】

- 市民が気軽に集える場所に対するニーズは高く、子どもから高齢者、子育て家庭、障害のある人、隣近所との付き合いの程度が薄い人など、誰もが集える場の創出、充実が必要です。
 - 住民同士の「出会いの場」として、世代間の交流を促進するとともに、地域福祉推進の拠点として仲間づくりを促進する必要があります。
-

(3) 地域活動等の参加を促進し地域を活性化する

- 助け合いや支え合いができる地域の範囲をみると「隣・近所」で過半数を占め、次いで「自治会」が続きます。しかし、若い年齢層では「隣・近所」は3割程度にとどまり「地域（旧町単位）」や「庄原市全体」といった広範囲をイメージする割合が高くなっています。（問9）
- 地域行事への参加状況をみると「自治振興区や自治会、班、常会などの活動」の回答割合が半数近くで最も高く、特に50～60代で高くなっています。次いで「お祭り・盆踊りなど」が3割で続きますが、これについては幅広い年齢層の参加がみられます。一方で、若い年齢層ほど「参加したことはない」人が多く、70歳以上が1割程度であるのに対して29歳以下は過半数を占めています。（問10）
- 地域行事に「参加したことがない理由」をみると、年齢が高い層では「健康や体力に自信がないこと」が主な理由となっていますが、年齢が若い層では「参加するきっかけがない」ことや「忙しくて時間がない」に次いで「身近なところに活動の場がない」「行事や活動に関する情報がない」ことがほかの年齢層を大きく上回っていることが特徴です。（問11）
- 地域福祉を推進するためにできることをみると、およそ5人に1人の割合で「地域の人と活発に交流する」が上位に回答されています。また「地域での活動に積極的に参加する」「福祉に関する知識や技術を身に付ける」については、29歳以下の若い年齢層で回答割合が高くなっています。（問22）
- さらに「地域を元気にする活動」が、今後、必要だと思う地域活動として多く回答されています。（問24）

【課題】

- 若い年齢層では、現状では地域活動にあまり参加していないながらも、積極的な参加意向があり、福祉の知識や技術を身に付けたいという意向もみられます。市民の多くが「地域を元気にする活動」を求めていることから、若い年齢層をはじめ、子育て中の保護者や高齢者を介護する家族にも配慮した、誰もが気軽に参加できる地域活動の企画や雰囲気・環境づくりが必要です。また、地域活動に参加していない人への参加を勧奨し、参加を促進していく必要があります。
 - そのため、地域活動に関する情報提供の充実や住民同士による声掛けの促進など、参加のきっかけを増やしていくことが必要です。
-

(4) 地域における助け合いの仕組みづくり

- 手助けしてほしいことと手助けできることをみると、全ての項目で「手助けできること」が「手助けしてほしいこと」を上回っており、また、隣近所との付き合いが親密な人ほど手助けできることへの回答が多くなっています。年齢別では、若い年齢層では「手助けできること」が多く、年齢が高い層や子育て世代では「手助けしてほしいこと」が多くなっています。（問12）
- 住んでいる地域に対する評価をみると「買い物などの日常生活が便利である」や「図書館や自治振興センターなど公共施設の利用が便利である」の評価は全体的に低く、特に、買い物などについては口和、高野、比和、総領の4地区で低く、公共施設の利用については総領、高野で低くなっており、地域差が顕著にみられます。（問8）
- 地域の問題や課題をみると「通院・買い物などの移動手段」が最も多く回答されており、特に、年齢が高い層ほど回答割合が高くなっています。また「子どもの遊び場が少ない」という問題については、全体では2割程度ですが、子育て世代に当たる30代では4割を超えています。「共働き家庭の子どもの生活」や「子育て家庭の育児疲れやストレスの問題」についても、全体では回答者は少ないものの、30代の子育て世代では高くなっています。（問14）
- 地域福祉を推進するためにできることをみると「できる範囲で地域に貢献する」が半数以上と最も高く、また、地域福祉を推進するために、庄原市が力を入れるべきこととして「困りごとを抱えた人に気付き、早期支援につなげる仕組みをつくる」が2番目に高く回答されています。（問22）

【課題】

- できる範囲で地域に貢献したいという意欲を持った人は多くみられます。地域で支える側と支えられる側、受け手と支え手のバランスを的確に把握し、支援を必要としている人と、支援ができる人とのマッチングを図る仕組みづくりが必要です。
 - 子育て世代から高齢者まで、困りごとを抱えた人に早期に気付き、支援につなげる効果的な取組の検討が必要です。
 - 買い物や公共施設における利便性の向上については、地域間で格差がみられます。また、ハード面を整備していくには時間がかかります。そのため、例えば、移動手段を確保するための住民同士による送迎の仕組みづくりや移動販売事業者の支援など、ソフト面での解決を図る検討が必要です。
-

(5) ボランティア活動の活性化

- 住んでいる地域に対する評価をみると「ボランティア活動が活発である」の評価は低く、全ての地域、全ての年齢層で評価は低くなっています。（問8）
- ボランティア活動参加経験をみると「道路や河川などの環境美化に関すること」や「お祭りなどの催しや行事に関すること」への参加が多いものの、若い年齢層ほど「参加したことがない」人が多くなっています。しかし、今後の参加意向をみると、29歳以下で「参加したい」と考える人は、ほかの年齢層に比べて最も高く、また、福祉課題に関心がある人、以前ボランティアに参加した経験がある人ほど、今後の参加意向の割合も高くなっています。（問19）
- ボランティア活動の輪を広げるために必要なことをみると「交通費など経済的な負担の軽減」や「ボランティア休暇など企業による配慮」「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組み」が上位に回答されています。

【課題】

- 地域の福祉に対する関心度を高める取組をはじめ、若い年齢層が参加しやすいきっかけづくりが必要です。そのため、地域住民のみならず、企業等に対するボランティア活動への理解促進を目的とした啓発の推進や社会福祉協議会と連携した、支援を必要とする人とボランティアを結ぶ、より効果的な仕組みづくりの検討が必要です。
 - 以前ボランティアに参加した経験がある人ほど、今後の参加意向も高いという「リピート効果」がうかがえます。効果的な仕組みづくりの近道の一つとして、参加経験者による、幅広い世代を対象にした呼び掛けの促進や経験談を聞ける場を設けるなど、ボランティア活動を活発にしていくための継続的な取組が必要です。
-

(6) 包括的な相談支援体制の充実

- 地域福祉を推進するために市が力を入れるべきことについては「困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口を充実する」の回答割合が4割を超え最も高く、次いで「困りごとを抱えた人に気づき、早期支援につなげる仕組みをつくる」が3割で続き、相談支援の充実と早期支援につなげる仕組みづくりに対するニーズは非常に高いことが分かります。(問 26)
- 住み慣れた地域で安心して生活するために必要なことをみると「様々な生活上の困りごとに関する相談窓口の充実」がおおよそ5人に1人の割合で、上位に回答されています。(問 23)
- 経済的に困っている人や社会的孤立者に必要な支援については「いろいろな相談ができる福祉窓口の充実」が半数近くの割合で最も高く、特に60代以上の年齢層で高くなっています。(問 15)
- 子どもの貧困問題に必要な支援についてみると「何でも相談できる場所の提供」が最も高くなっています。(問 16)

【 課題 】

- 住民一人一人が抱える困りごとや悩みは、近年、複雑化・多様化しており、単一の分野のみで解決できないケースも増えています。そのため、そのような相談にも対応できる仕組みづくりや専門的な相談に対応できる体制づくりが必要です。
 - 困りごとや悩みを、独りで抱え込むことがないように、相談機関や窓口を広く周知することが必要です。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな福祉的課題についても、関係機関との連携による相談支援の対応が必要です。
-

(7) 人づくり・担い手づくり

- 地域の問題や課題をみると「通院・買い物などの移動手段」に次いで「自治振興区や自治会の役員のなり手、担い手が少ない」の回答割合が約3割で2番目に高く、人材不足の現状がうかがえます。(問 14)
- 地域福祉を推進するために庄原市が力を入れるべきことをみると「困っている人と支援できる人との調整を図る人材を育成する」「地域で福祉活動のリーダーや活動を担う人材を育成する」といった地域福祉の人材育成にかかる回答が、相談支援や地域福祉の周知・啓発に次いで多くなっています。(問 25)
- 地域における「福祉」の担い手の在り方については「福祉や地域のことは、行政と住民が協力し、共に取り組むべきである」が4割近くで最も高く、次いで「住民同士で助け合いながら、足りない部分を行政が支援すべきである」がそれに続きます。なお、これらの回答については、特定の年齢に大きな偏りがなく、幅広い年齢層にまんべんなく意識されています。(問 25)
- 庄原市と庄原市社会福祉協議会では、自治振興区等が主体となって、高齢者等の世帯の見守りや支援など、誰もが住み慣れた自宅での生活が継続できるよう「協議体(おたがいさまネット・サロン)」など「集まり場」の取組を充実させています。この協議体についての認知状況をみると「知っている」と回答した割合はおよそ3人に1人となっています。認知割合は、高野、比和、総領の3地域では4割から5割の認知率と高く、年齢が上がるほど認知率も高い傾向にあります。30代以下の若い年齢層では知らない人が過半数を占め、年齢による差が大きくなっています。また、隣近所との付き合いが親密な人ほど知っている割合が高く、福祉への関心度が高い人ほど高いという相関関係が顕著にみられます。(問 27)
- 協議体を知っている人の中で、活動に取り組んでいる人は1割程度となっています。(問 28)

【 課 題 】

- 地域福祉を推進するためには、人材育成に向けた取組の強化が必要です。自治振興区や自治会の役員のなり手、担い手が少ないことは大きな問題として認識されており、今後の少子高齢化の更なる進行を見据えて、人材育成に向けた取組の強化が必要です。
 - 特に、若い年齢層をはじめ元気な高齢者など、地域活動の活性化に向けた支援を充実していくとともに、地域の担い手となるリーダーや担い手の育成が必要です。
-

(8) 災害に強い地域をつくる

- 今後、必要だと思ふ地域活動をみると「高齢者を支援する活動」「地域を元気にする活動」に続き「災害時の支援などの活動」が続いています。(問 24)
- 災害時に手助けをしてくれる人については「同居の家族」が半数以上の回答割合で最も高く、次いで「隣・近所の知人」が4割で続き、両者が主な支援者となっています。特に「隣・近所の知人」は、年齢が上がるほど高い傾向にあります。(問 17)
- 災害など緊急時の備えとして重要なことについては「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」が6割と最も高く、次いで「地域・近所での協力体制づくり」「地域の支援や配慮が必要な人の把握」が続きます。

【 課 題 】

- 隣近所との付き合いの親密さは、災害時の避難行動にも影響します。いわゆる災害弱者と呼ばれる住民に対する、日頃からの見守り活動や支え合い活動を促進し、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりに取り組んでいくことが必要です。
 - 地域の支援や配慮が必要な人の把握については、多くの市民がその必要性を意識しています。避難行動要支援者については、台帳への登録促進や地域での情報共有など、個人情報の取扱いに留意しながら活用できる仕組みづくりの検討が必要です。
-

(9) 権利擁護の促進

- 成年後見制度を「名前も内容も知っている」割合は、およそ3人に1人ですが、若い年齢層ほど認知率が低い傾向にあります。（問 29）
- 成年後見制度の相談窓口について「知っている」人は、およそ4人に1人の割合となっており、相談窓口まで知っている人はまだまだ少ない状況です。（問 30）

【 課 題 】

- 今後、高齢化の進行の継続が見込まれることから、それに伴う認知症や高齢者のひとり暮らし世帯の増加などを見据え、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、対象となる人の早期発見など、権利擁護に関する取組の強化が必要です。
 - そのため、制度の内容について分かりやすい情報提供や周知に向けた取組をはじめ、適切な利用促進が必要です。
-

3 地域福祉の推進に関する関係団体調査結果から読み取れる現状と課題

(1) 日頃の活動で困っていること

- 日頃の地域活動においては、そもそも参加する人が少なく、活動者が高齢化しているとともに固定化していることが問題となっています。そのため、新しいメンバーが参加しにくい状況にあり、リーダーや後継者が育たないという問題点が指摘されています。また、活動内容がマンネリ化しており、新鮮味がないといった問題点も上がっています。

【課題】

- 活動者の高齢化や固定化に伴う担い手の不足が、地域活動を担う関係団体において最も大きな問題となっています。地域住民と関係団体が、より一層連携し、地域活動を支える人材の確保や育成を図るとともに、行政は地域に潜在している人材の発掘をはじめ、地域の活動をより効果的に促進できるよう支援していく必要があります。
-

(2) 活発に進めるべきだと思う地域活動

- 今後、活発に進めるべき活動としては「高齢者を支援する活動」をはじめ「地域を元気にする活動」が重要とされており、さらに「災害時の支援活動」も上位に回答されています。また、高齢者の支援に関連して「介護予防や健康づくり活動」についても必要とされています。

【課題】

- 高齢者の支援と地域を元気にする活動への高いニーズがうかがえます。身近な助け合いから高齢化が進行する本市の現状を踏まえた高齢者支援の充実、また、災害時の協力体制の構築など、幅広い福祉分野に対する市民の関心を高め、福祉活動を活発化することで「元気な庄原市」を目指す取組の充実が必要です。
-

(3) 地域福祉を推進するために行政が力を入れるべきこと

- 地域福祉を推進するために行政が力を入れるべきことについては、身近な「隣近所で助け合う体制づくり」をはじめ「困りごとを抱える人への早期支援の仕組みづくり」や「相談窓口の充実」が求められています。

【課題】

- ふだんからの隣近所の見守り活動の促進をはじめ、地域住民同士のつながりづくりをより一層強化し、隣近所で助け合う意識の醸成と啓発の推進が必要です。また、困りごとを抱えた人に気付き、早期に支援につなげる仕組みを、住民と共に構築していくことや「重層的支援体制整備事業」の推進による、誰一人取り残さない福祉の充実を図る必要があります。また、福祉活動の資金的な援助の充実も、公助の役割として求められています。
-

【3】本市の主な課題のまとめ

第2期計画における取組内容及び市民アンケート調査、関係団体調査から見た課題を整理します。

1 福祉意識の醸成と地域のつながりづくり

- 近所付き合いの親密さと地域とのつながり意識、福祉課題への関心度は、相関性があります。市民一人一人が、地域との関わりやつながりを持てる仕組みを検討していくことが必要です。そのためには、広報や情報提供の充実等により「地域共生社会」の意義を周知するとともに、地域福祉やボランティアに関する活動内容を誰にでも分かりやすく情報提供し、市民への意識啓発と理解の促進を図ることが重要です。
- 特に、若い年齢層に対しては、これからの福祉の担い手として、地域との触れ合いや交流、助け合い、支え合い、そして「我が事・丸ごと」の考え方について学べる機会を多く提供することで、地域との関わりの強化と助け合いの意識を醸成していくことが必要です。

2 支え合い・助け合いの仕組みづくり

- 地域で困りごとを抱える人に気付き、早期の対応を図るためには、地域全体による見守り活動の促進が必要であるとともに、多様な関係機関が連携し、支援を必要とする人に対し、適切な支援につながるよう、関係団体の交流やネットワークづくりが必要です。
- 福祉サービスは、高齢者福祉、障害福祉、子育て支援に関するサービスをはじめ、生活困窮者自立支援制度など様々な分野にわたっています。関係機関との連携を強化し、引き続き、個々のニーズに応じて適切なサービスへとつなぐ支援が必要です。
- 本市の高齢化の状況や市民アンケート、関係団体調査結果等から、地域活動を支える人づくり、担い手づくりは大きな課題となっています。少子高齢化の更なる進行を見据え、福祉活動やボランティア活動の輪を広げていくために、特に、若い年齢層にも地域活動に関心が持てるよう、地域活動の活性化に向けた支援を充実していくとともに、地域のリーダーや担い手の育成が必要です。

3 多様な相談に対応できる体制づくり

- 相談先が分からないことにより悩みを抱え込むことがないように、相談機関を広く周知するとともに、相談窓口においては、相談のあった福祉課題を一面的な検討ではなく、個々のニーズに応じて総合的な視野で検討し、適切なサービスにつなぐことが必要です。

- 複雑化・複合化した悩みを抱える人が顕在化している現状において「誰一人取り残さない支援」が重要視されています。重層的支援体制整備事業の推進によって、複雑化・複合化した支援ニーズに適切に対応していくことが求められています。

4 お互いを尊重する意識づくりと権利擁護の推進

- 市民一人一人が、お互いの人権を尊重しながら、あらゆる暴力をなくし、協働して住みやすいまちを実現するために、市の広報紙やホームページをはじめ様々な媒体を活用して、幅広い年齢層を対象に、人権の尊重やあらゆる暴力を根絶するための意識啓発を推進することが必要です。
- 認知症状や障害等により、判断能力やコミュニケーションが不十分なため、財産管理や制度・サービスの利用において、様々な権利の侵害を受けることがある場合に「成年後見制度」の適切な利用につなげる必要があります。そのため「成年後見制度利用促進基本計画」を定め、適切な利用の促進を図る必要があります。

5 安全・安心なまちづくり

- 日頃から防災訓練の実施や自主防災組織の充実など、災害の発生に備える活動を促進するとともに、避難等に支援が必要な人の把握など、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりに取り組んでいくことが必要です。
- 防災に限らず、防犯や交通安全など、安全で安心な生活環境づくりが求められています。「再犯防止推進計画」はその一環として、罪や非行を犯した人に対する更生支援を図るための重要な取組であり、今後の適切な運用が必要です。

第5章 計画の基本的な考え方

【1】 基本理念と基本目標

1 基本理念

本市では、第2期計画期間において「“ほっと”里山 ～人つなぐ 心はぐくむ まちづくり～」を基本理念として掲げ、誰もが参加しやすい地域活動の促進や住民同士のつながりづくりへの支援など、多様な取組を推進してきました。しかし、少子高齢化や小世帯化の進行などを背景とする地域活動の担い手の高齢化、人材の不足をはじめ、複雑化・複合化した課題を抱え地域で支援を必要とする人の存在など、地域福祉を取り巻く課題は依然として山積しています。

このような地域の課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民が相互に助け合い、地域の関係団体及び行政が連携し、協働して地域福祉を推進していく必要があります。

本市の最上位計画である「第2期庄原市長期総合計画」では「みんなが“好き”と実感できるまちづくり」を基本理念とし「美しく輝く 里山共生都市」を将来像として掲げ、人口減少が続く中山間地域においても、豊かな自然や地域の魅力を守りながら発展し、次代に継承する「里山」と共に生き、心豊かに、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進しているところです。

本計画においては、第2期計画の基本理念を継続しながらも、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するとともに、これまでの地域福祉の取組における課題の整理を踏まえ、より安心して暮らすことができるまちの実現に向けた取組を推進します。

● 基本理念 ●

“ほっと”里山 ～人つなぐ 心はぐくむ まちづくり～

2 基本目標

第2期計画においては、三つの基本目標に基づき、それぞれに取組の方向を掲げ、施策を推進してきました。本計画では、福祉のまちづくりの方向として定めた「基本理念」の実現に向けて、国、県の動きや本市における社会的背景の変化、新たな課題等を踏まえ、改めて5つの「基本目標」を定めます。その「基本目標」に基づいて、それぞれに「取組の方向」を定め、個別の取組を推進します。

個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

【基本目標1】福祉に関心を持ち地域のつながりを深めよう！

- 地域の一員として、誰もが地域や地域の福祉に関心を持ち、隣近所の付き合いをはじめ住民同士のつながり意識を強めることによって、助け合いの心、支え合いの心を醸成します。また、学校等においては、児童・生徒に対する福祉に関する教育の充実を図るとともに、生涯学習の場などを活用し、幅広い年齢層への講座の開催など学びの場を提供します。
- 地域で誰もが利用できる「集まり場」を充実するとともに、地域活動やボランティア活動等の拠点となる場の更なる整備を促進し、高齢者や障害者、子育て家庭など多様な人が交流できる機会の充実を図ります。
- これまで、地域活動やボランティア活動等に参加したことがない人や関心がなかった人に対しても参加を働き掛けるとともに、地域の多様な活動に関する情報提供を充実し、活動の活発化を図ることにより、地域全体の活性化を目指します。

【基本目標2】支え合い・助け合いの仕組みをみんなでつくろう！

- 地域で助け合い、支え合うための仕組みをみんなで考え、実行できるよう、地域活動やボランティア活動等を推進する関係団体同士、また、地域住民と関係団体、行政が連携して福祉のネットワークづくりを推進します。また「誰一人取り残さない」という視点を持って、必要な人に対する適切な福祉サービスの利用促進を図ります。
- 本市では、地域活動の担い手の高齢化、固定化など、多くの活動現場で人員不足などの問題が顕在化しています。活動内容の改善や見直しをはじめ、誰もが参加しやすい環境づくり、人的資源の発掘など、担い手やリーダーの育成を協働で推進するとともに、研修等の充実による専門職の育成を推進します。

【基本目標3】困りごとを抱えた人に寄り添う気持ちを育てよう！

- 地域で、様々な困りごとを抱える人を早期に発見し、適切な支援機関につなぐことができるよう、また、困っている人が声を上げやすいよう、地域で相談しやすい環境づくりを促進します。
- 複雑化・複合化した課題に対して、適切な支援を提供するため、関係機関と連携し「重層的支援体制整備事業」を推進します。

【基本目標4】お互いを尊重し一人一人の権利を守ろう！

- DVや虐待といった、あらゆる暴力被害の根絶に向けた取組を推進するとともに、早期発見と支援体制づくりを推進します。
- 認知症や障害等で判断能力が十分でない人の権利を擁護し、できるだけ本人の望む生活を続けることができるよう権利擁護の取組を推進します。なお、権利擁護に係る取組は「成年後見制度利用促進法」に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

【基本目標5】安全・安心なまちをつくろう！

- 災害発生時の要援護者対策や避難所設備の充実などの防災対策、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりに取り組んでいくとともに、地域の防犯対策の充実など、安全・安心なまちづくりを推進します。なお、刑務所出所者等への生活支援に係る取組は「再犯防止推進法」に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置付けます。

【2】 施策の体系

基本理念

“ほっと”里山 ～人つなぐ 心はぐくむ まちづくり～

【基本目標1】福祉に関心を持ち地域のつながりを深めよう！

- 取組の方向1 地域福祉活動に対する理解の促進と意識の醸成
- 取組の方向2 世代を超えた幅広い交流の促進と拠点の充実
- 取組の方向3 地域活動・ボランティア活動の情報提供と参加促進

【基本目標2】支え合い・助け合いの仕組みをみんなで作ろう！

- 取組の方向1 地域の関係団体の交流と支援のネットワークづくり
- 取組の方向2 多様な福祉サービスの適切な利用促進
- 取組の方向3 地域福祉活動の担い手・リーダーの育成

【基本目標3】困りごとを抱えた人に寄り添う気持ちを育てよう！

- 取組の方向1 地域で取り組む相談しやすい環境づくり
- 取組の方向2 包括的な相談支援体制の確立
(重層的支援体制整備事業)

【基本目標4】お互いを尊重し一人一人の権利を守ろう！

- 取組の方向1 虐待や暴力被害等の早期発見と支援体制づくり
- 取組の方向2 成年後見制度の利用促進
(庄原市成年後見制度利用促進基本計画)

【基本目標5】安全・安心なまちをつくろう！

- 取組の方向1 地域の防災・防犯体制の強化
- 取組の方向2 再犯防止対策の推進 (庄原市再犯防止推進計画)

第6章 計画の推進に向けた取組

【基本目標1】 福祉に関心を持ち地域のつながりを深めよう！

取組の方向1 地域福祉活動に対する理解の促進と意識の醸成

市民一人一人が「地域共生社会」の考え方を理解し、お互いに相手の立場を尊重しながら、身近な地域における支え合い、助け合い意識の醸成を図ります。また、子どもの頃から福祉教育や体験学習等を通じて、福祉に対する意識の醸成を図るとともに、幅広い年齢層に対する福祉を学ぶ機会の充実を図ります。

【市民一人一人が取り組むこと（自助）】

- 近所の人と、日頃の挨拶や声掛けを心掛け、地域の人と「顔の見える関係」をつくりましょう。
 - 市の広報紙やホームページ、回覧板や自治振興区だより、SNSなどから、地域の情報を積極的に収集し、活用しましょう。
 - 地域の身近な動きや福祉に関心を持ち、理解を深めましょう。
 - 福祉や介護、医療等専門職の人も、知識や経験を生かし、一人の住民として地域活動に関わりましょう。
 - 地域の伝統・文化・自然に親しむ機会をつくりましょう。
-

【地域みんなで協力して取り組むこと（互助・共助）】

- ふだんから地域の付き合いを大切にして、お互いを見守る活動に取り組みます。
 - 地域の情報は自ら活用するだけでなく、地域みんなで共有します。
 - 自治振興区だよりや会報、住民告知放送、インターネット、SNSなど多様な手段を活用して、誰にでも分かりやすい地域の活動や情報を発信します。
 - 地域で福祉活動の体験ができる機会や勉強会など学びの場を充実します。
 - 学校等と連携し、子どもが地域のことを学び、地域の人と交流する機会を充実します。
 - 小地域サロンの集会等を通して、庄原市の福祉の取組を分かりやすく伝えます。
 - 地域の人がいろいろな活動に参加しやすいよう働き掛け、サポート体制を構築します。
-

【 行政が取り組むこと（公助） 】

主な取組	取組内容	主な担当課
地域活動に関する広報や啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報紙やホームページなどを活用し、地域活動や活動団体に関する取組の情報提供をはじめ、地域福祉に関心を高めるための啓発を推進します。 幅広い年代が興味を持てる「みんなつながる地域交流会」の開催などを通じて、地域活動の推進を図ります。 若い世代に向けて、SNS等のデジタルツールを活用して地域福祉に関する情報を発信し、福祉への意識を高める機会の充実を図ります。 	社会福祉課 自治定住課
保育所・学校と地域の連携による福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保育所において、地域住民との世代間交流や絵本の読み聞かせなどを通じて、地域への愛着の心を育みます。 【庄原市みらい子どもプラン】 学校の授業に地域住民をゲストティーチャーとして招き、児童・生徒が地域の伝統文化を学び、理解を深めることで、地域への愛着の心を育みます。 【庄原市教育振興基本計画】 	児童福祉課 教育指導課
多様な生涯学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い世代に対して、地域への関心を高めるために、各自治振興区において、地域福祉に関する講座や学習会など、生涯学習の機会を充実するとともに、参加の促進を図ります。 【庄原市教育振興基本計画】 	生涯学習課
地域で活動する団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報紙やホームページなどを活用し、市民活動団体の活動内容の紹介やまちづくり応援補助金による活動への支援、市民活動報告会等の実施などを通じて活動を支援するとともに、団体への登録を促進し、活動の活性化を図ります。 	自治定住課
地域課題解決力の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育の支援や地域課題への対応、世代間の交流事業として各地域単独で実施していた取組を「地域力醸成事業」として活用するなど、地域課題の解決に向けた力を醸成する学習活動を推進します。 【庄原市教育振興基本計画】 	生涯学習課

取組の方向2 世代を超えた幅広い交流の促進と拠点の充実

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が交流し、地域に関わりが持てるよう、様々な交流の機会と場の充実を図り、住民の主体的な活動を促進します。

【 市民一人一人が取り組むこと（自助） 】

- 興味が持てる地域の行事や活動に参加し、知り合いを増やしましょう。
- 地域でイベントやサロンなど集まり場などに、家族や仲間を誘って参加しましょう。
- 身近な「集まり場」の情報を入手し、地域の活動に積極的に活用しましょう。
- 興味のあることや特技などを、サロンなどの活動に提案してみましょう。

【 地域みんなで協力して取り組むこと（互助・共助） 】

- 行政等関係機関と連携し、高齢者や障害者、子育て家庭など多様な人が、情報交換や困りごとを共有できる「ふれあい交流の場」づくりに努めます。
- 地域で誰もが気軽に利用できる「集まり場」を増やします。
- 参加者の特技や趣味をサロン活動に生かし、仲間と共に取り組める場をつくるとともに、参加者全員に役割を持てるよう運営を工夫します。
- 幅広い世代が交流できる機会や場をつくり、地域行事や文化などを次世代に伝承します。

【 行政が取り組むこと（公助） 】

主な取組	取組内容	主な担当課
高齢者の集まり場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の集まり場であるサロンを継続的に実施できる仕組みづくりを検討するとともに、広報紙などを活用して周知を図ります。 ・ 「認知症カフェ」が設置できていない地域への設置を促進します。 <p style="text-align: center;">【庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画】</p>	高齢者福祉課
介護予防・健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治振興区と連携し、高齢者の健康に関する課題の解決や地域の特性に応じた介護予防事業を推進するとともに、集まり場の情報を収集し発信します。 <p style="text-align: center;">【庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画】 【庄原市健康づくり計画】</p>	高齢者福祉課 保健医療課

主な取組	取組内容	主な担当課
障害者関係団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害者関係団体との意見交換や連携の強化、運営への支援などを通じて、障害者の社会参加の機会の確保に努めます。 【庄原市障害者福祉計画】 	社会福祉課
子育て世代の交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域の子育て支援センターにおいて、地域の現状やニーズに応じた交流の促進を図るとともに、交流の場づくりを支援します。 【庄原市みらい子どもプラン】 	児童福祉課
教育・保育の場における地域との交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等で世代間交流事業の実施、児童・生徒に対する職場体験学習や地域の清掃活動などに取り組み、地域への愛着の心や地域に貢献することへの意欲を育みます。 【庄原市みらい子どもプラン】 【庄原市教育振興基本計画】 	児童福祉課 教育指導課
児童・生徒への体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 小学校において「山・海・島」体験活動を実施するとともに、豊かな体験活動の場の確保に努めます。 【庄原市教育振興基本計画】 	教育指導課
地域における集まり場の充実	<ul style="list-style-type: none"> 集会施設整備補助金について、内容の見直しを含めた検討を行い、集まり場としての活用を促進します。 	自治定住課

取組の方向3 地域活動・ボランティア活動の情報提供と参加促進

幅広い世代が、地域の活動やボランティア活動に関心を持ち、気軽に参加し、その活動を継続できるよう、より参加しやすい活動を促進するとともに、活動組織への支援に取り組めます。

【 市民一人一人が取り組むこと（自助） 】

- 自分ができることや得意なことを見つけ、できる範囲で地域の役割を引き受けましょう。
- 隣近所で困っている人がいたら、気軽に手助けしてみましょう。
- 関心が持てるボランティア活動があれば、可能な範囲でチャレンジしてみましょう。
- 地域のサークルやボランティア団体のメンバーになりましょう。

【 地域のみんで協力して取り組むこと（互助・共助） 】

- 民生委員・児童委員、ひとり暮らし高齢者等巡回相談員、老人クラブや自治会等と連携し、見守り活動を推進します。
- 地域の活動やイベントに参加しない人が孤立しないよう見守ります。
- ボランティア講座や体験事業を通じて、ボランティアへの関心を高めるとともに、具体的な活動内容の広報を行い、誰もが参加しやすいきっかけをつくります。
- 住民のニーズを把握し、参加してみたいと思える地域の行事やイベント、体験の場づくりに取り組めます。

【 行政が取り組むこと（公助） 】

主な取組	取組内容	主な担当課
地域活動への参加促進	・ 社会福祉協議会や自治振興区、民生委員・児童委員等地域の活動団体と連携し、地域の様々な地域活動についての情報提供を充実し周知を図るとともに、住民の参加を促進します。	社会福祉課
ボランティア団体の育成	・ 社会福祉協議会と連携し、幅広い年齢層へのボランティア意識の普及と参加促進をはじめ、社会福祉協議会が実施するボランティアセンター事業等を通じて、ボランティア団体の育成を支援します。	社会福祉課

主な取組	取組内容	主な担当課
高齢者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 老人クラブやシルバー人材センターへの参加を促進し、高齢者の健康福祉の向上に努めるとともに、高齢者が、これまで培ってきた知識や経験、能力を生かして、伝承活動など地域社会に貢献できるよう生きがいづくりを支援します。 • シルバーリハビリ体操の周知と参加の促進を図り、高齢者の社会参加と健康づくりを支援します。 【庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画】 【庄原市健康づくり計画】 	高齢者福祉課 保健医療課
障害者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者が文化・芸術活動やレクリエーション活動、学習活動等を行うための支援をはじめ、活動に参加しやすい環境づくりに努め、自己実現のための活動を支援します。 【庄原市障害者福祉計画】 	社会福祉課

【基本目標 2】 支え合い・助け合いの仕組みをみんなで作ろう！

取組の方向 1 地域の関係団体の交流と支援のネットワークづくり

地域の福祉活動を推進するため活動している多様な団体が、それぞれの特長を生かして役割を分担しながら協働することで、福祉活動の輪を更に拡大していけるよう、関係団体の交流やネットワークづくりを促進します。

【 市民一人一人が取り組むこと（自助） 】

- 向こう三軒両隣を大切に「お互いさま」の関わりを持ちましょう。
- 声掛けなど、日常の小さな支え合いを大切にしましょう。
- 近隣の人の変化に気が付いたときや困っている人がいたら、声を掛けましょう。
- 各地域の「協議体※（おたがいさまネット、サロン、集まり場など）」の取組やボランティア活動など、地域の支え合い活動に協力しましょう。

【 地域みんなで協力して取り組むこと（互助・共助） 】

- 農業を通してできた関係や支え合いの関係を、地域活動に生かします。
- 認知症の人やひとり暮らし高齢者など、気になる話があれば、地域みんなで見守ります。
- 「協議体※」の活動の充実や関係団体の連携などによる子どもの登下校時の見守り、自主防災活動など、地域の支え合い活動に取り組みます。
- 民生委員・児童委員や住民からの相談等を通じて、見守りや支援が必要な人の把握に努めます。
- 地域で解決できない課題は、行政や専門機関につなぎ、連携して支援します。
- 地域活動の内容を周知し、活動への理解と協力、参加の促進を図ります。
- ひとり暮らし高齢者など、見守りや支援が必要だと、自ら気軽に声を出せる環境づくりに努めます。

※【協議体】NPO、ボランティア、民間企業、社会福祉協議会など生活支援・介護予防サービスを担う多様な関係主体が会して定期的に情報共有するとともに、連携・協働して介護予防事業にあたるネットワークのこと。地域により、おたがいさまネット、○○サロンなど呼称は異なる。

【 行政が取り組むこと（公助） 】

主な取組	取組内容	主な担当課
地域で活動する団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が主体となって、地域課題の解決に向けて取り組む組織やネットワークの形成に向けた取組を支援するとともに、先進的な活動事例を紹介する機会の充実や新たな取組を支援します。 	社会福祉課 自治定住課
協働しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 自治振興区や老人クラブ、民生委員・児童委員、PTA、ボランティアグループや社会福祉協議会などが協働しやすい環境づくりに努めます。 	社会福祉課 高齢者福祉課 自治定住課
庄原市地域福祉ネットワーク会議との連携	<ul style="list-style-type: none"> 「庄原市地域福祉ネットワーク会議」と市の連携を強化し、地域の福祉課題の共有や参加者同士の連携に関する協議、対応を図り、地域福祉を推進します。 	社会福祉課
地域包括支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携や多職種連携を通じて「地域包括支援ネットワーク」の構築を図り、高齢者の適切な支援につなげます。 【庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画】 	高齢者福祉課
地域の支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活圏域及び自治振興区域を圏域とする、高齢者支援のための協議の場「第2層協議体」の機能強化に向け、生活支援コーディネーターによる支援を充実します。また、協議体での取組や活動の意義、実態を地域や活動団体と共有できる方法について検討します。 【庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画】 認知症サポーターやゲートキーパーなど、認知症の人や家族、また自殺を考えている人を見守り、寄り添う支援者の育成を推進します。 【庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画】 【庄原市健康づくり計画】 【いのち支える庄原プラン】 	高齢者福祉課 保健医療課
ひとり暮らし高齢者の見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> 「ひとり暮らし高齢者等巡回相談員」による見守り活動を促進するとともに、民生委員・児童委員と連携して、必要な世帯に緊急通報装置を給付します。 【庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画】 	高齢者福祉課

主な取組	取組内容	主な担当課
子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> • 「子育て支援センター」「自治振興センター」や自治振興区等と連携し、地域の特性やニーズに応じた子育て支援のネットワークづくりを促進します。 • 「子育て世代包括支援センター（ほのぼのネット）」を中心とした社会資源の発掘と育成に努めるとともに、地域の特性やニーズに応じた子育て支援活動が実施できるよう支援します。 <p style="text-align: right;">【庄原市みらい子どもプラン】</p>	児童福祉課

取組の方向 2 多様な福祉サービスの適切な利用促進

福祉サービスや制度を必要とする人が、安心して利用できるよう、情報提供を充実するとともに、必要なサービスの利用や適切な支援につなげる体制づくりを、関係機関や関係団体と連携して推進します。

【 市民一人一人が取り組むこと（自助） 】

- どのような福祉サービスや制度があるか、市や社会福祉協議会が発信する情報を確認しておきましょう。
- 福祉サービスについて分からないことは気兼ねなく問い合わせ、納得した上で適切に利用しましょう。
- ふだんから健康づくりや介護予防に努め、福祉サービスを利用するときは、適正な量を利用するよう心掛けましょう。

【 地域みんなで協力して取り組むこと（互助・共助） 】

- 自治振興区だよりや会報、住民告知放送、インターネット、SNS等多様な手段を活用して、福祉の制度やサービスに関する情報を発信します。
 - 福祉サービスや制度の利用が必要な人に、相談や話し合いを通じて適切な利用につなげます。
 - 地域の特性に合った生活支援や福祉サービス事業の実施に取り組みます。
-
-

【 行政が取り組むこと（公助） 】

主な取組	取組内容	主な担当課
福祉サービスの適切な利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 高年齢者福祉・介護保険、障害福祉、子育て支援など、多分野にわたる公的な福祉サービスを必要に応じて選択し、適切に利用できるよう、サービス内容について分かりやすい情報提供及び周知に努めます。 高年齢者福祉や介護保険、障害福祉サービスや子育て支援サービスなど、個別の計画に基づき適切なサービスの提供に努めます。 <p style="text-align: center;">【庄原市障害者福祉計画】 【庄原市障害福祉計画・障害児福祉計画】 【庄原市高年齢者福祉計画・介護保険事業計画】 【庄原市みらい子どもプラン】</p>	<p>社会福祉課 高年齢者福祉課 児童福祉課</p>
福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会や自治振興区、民生委員・児童委員等と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めるとともに、新たなニーズや地域の様々な課題に対応した、生活支援や福祉サービスについて検討します。 <p style="text-align: center;">【庄原市障害者福祉計画】 【庄原市障害福祉計画・障害児福祉計画】 【庄原市高年齢者福祉計画・介護保険事業計画】 【庄原市みらい子どもプラン】</p>	<p>社会福祉課 高年齢者福祉課 児童福祉課</p>
福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供事業者に対する研修や人材確保を支援し、サービスの質の向上に努めるとともに、福祉サービスの利用者やその家族に対する苦情解決体制の充実を図ります。 <p style="text-align: center;">【庄原市障害者福祉計画】 【庄原市障害福祉計画・障害児福祉計画】 【庄原市高年齢者福祉計画・介護保険事業計画】 【庄原市みらい子どもプラン】</p>	<p>社会福祉課 高年齢者福祉課 児童福祉課</p>
介護人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 市内介護職員に対し、研修受講費等を助成し、資質向上を支援します。 「庄原市介護人材確保等協議会」の活動を支援します。 <p style="text-align: center;">【庄原市高年齢者福祉計画・介護保険事業計画】</p>	<p>高年齢者福祉課</p>

主な取組	取組内容	主な担当課
生活困窮者自立支援制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、生活困窮者を早期に把握し、適切な支援につなげる体制づくりを進めるとともに、生活困窮者自立支援制度の周知及び適切な利用促進を図ります。 	社会福祉課
子育て世帯の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> • 児童手当や児童扶養手当など、子育て世帯の生活の安定と子どもの健全な育成を目的として、経済的負担の軽減を図ります。 • ひとり親家庭の保護者の自立促進や経済的な負担の軽減を図るとともに、多様な機会や手法を活用して周知に努めます。 <p style="text-align: center;">【庄原市みらい子どもプラン】</p>	児童福祉課
子ども貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 子ども貧困対策に関する県の取組と連携し、経済的に生活困難な状態にある子どもやその家庭に気づき、早期の支援を図るため、保育所や学校、民生委員・児童委員等関係機関との連携により、適切な支援に努めます。 <p style="text-align: center;">【庄原市みらい子どもプラン】</p>	児童福祉課

取組の方向3 地域福祉活動の担い手・リーダーの育成

地域福祉活動の輪を広げていくためには、活動を支える人材の確保や育成が重要であることから、次代の地域福祉を担う人材の育成や発掘、活動への参加促進を図ります。

【 市民一人一人が取り組むこと（自助） 】

- 地域福祉の担い手やリーダーの負担軽減に向けて、自分でできる範囲で活動に協力しましょう。
 - 講座や教室等に積極的に参加し、活動に必要な知識を身に付けましょう。
 - これまで地域活動に参加したことがある人は、活動のやりがいや楽しさを、身近な周りの人に伝えましょう。
 - 家庭や地域で、福祉専門職の大切さや人材が不足していることを話題にしてみましょう。
-
-

【 地域みんなで協力して取り組むこと（互助・共助） 】

- 地域の福祉活動を通じて、活動のリーダーや担い手の発掘、育成に取り組めます。
 - 地域活動の担い手やリーダーが抱える問題点や課題を把握し、地域で協働してその解決策を検討します。
 - 地域福祉の分野や枠にとらわれず、様々な分野の人材を地域に生かせる取組を検討します。
 - 地域活動の参加者へのポイント制の導入など、人材確保に向けた多様な取組を検討します。
-
-

【 行政が取り組むこと（公助） 】

主な取組	取組内容	主な担当課
研修や講座の開催による人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体と連携し、研修や講座の開催などを通じて、地域で活躍する人材の育成を支援します。 	社会福祉課 高齢者福祉課 児童福祉課 保健医療課 生涯学習課
地域リーダー育成事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「みんなつながる地域交流会」や「地域づくりリーダー育成事業、先進地視察研修」などの実施を通じて、福祉活動の担い手や次世代のリーダーを育成するとともに、若年層の参加を促進します。 	自治定住課
地域マネージャーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 今後人材不足などが想定される「地域マネージャー」の活動を支援するとともに、自治振興区に対し、課題解決の取組につなげる仕組みづくりを促進します。 	自治定住課
専門的な担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> 「シルバーリハビリ体操」への参加の促進を図るため、指導士会と連携し、体操指導士のスキルアップに努めます。 【庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画】 【庄原市健康づくり計画】 	高齢者福祉課 保健医療課
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 通常保育に関し、多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童が発生しないよう、保育士の確保に努めます。 【庄原市みらい子どもプラン】 	児童福祉課

【基本目標3】 困りごとを抱えた人に寄り添う気持ちを育てよう！

取組の方向1 地域で取り組む相談しやすい環境づくり

相談支援機関においては、関係機関との連携及び協働の仕組みづくりを推進し、どこに相談しても適切な支援につながるよう努めるとともに、地域の課題を発見するための仕組みづくりを促進します。

【 市民一人一人が取り組むこと（自助） 】

- 困りごとは一人で抱え込まず、身近な人に相談しましょう。
- いざというときすぐ相談できるよう、困ったときに相談できる窓口を把握し、周りの人にも紹介しましょう。

【 地域のみんで協力して取り組むこと（互助・共助） 】

- 身近な人や自分の困りごとの話ができる場をつくります。
- 困りごとを近隣や地域に気軽に相談できる環境づくりに努めます。
- 地域で出た課題に対し、専門機関や行政と連携した話し合いの場をつくります。
- 地域で解決する課題は何か、その支援策について検討します。

【 行政が取り組むこと（公助） 】

主な取組	取組内容	主な担当課
相談体制の充実	・ 地域住民の身近な困りごとなど、多様化する相談にきめ細かく対応するとともに、利用者の視点に立った相談しやすい環境を整備します。	社会福祉課 高齢者福祉課 児童福祉課 保健医療課
専門性の確保	・ 利用者が適切なサービスを利用できるよう、保健師等の専門職による相談など、相談機能の専門性を確保します。	社会福祉課 高齢者福祉課 児童福祉課 保健医療課
相談支援における連携の仕組みづくり	・ 個人情報扱いに配慮しながら、相談によって得られた内容を庁内の各部署や関係機関と連携し、情報の共有を図るとともに、適切な支援につながるよう努めます。	社会福祉課 高齢者福祉課 児童福祉課 保健医療課

取組の方向 2 包括的な相談支援体制の確立（重層的支援体制整備事業）

地域で見落とされがちな、制度の狭間にある課題の抱え込みや相談に来ることができない人の、複雑化・複合化した支援ニーズに対して、日頃から近所で声を掛け合うなど身近な取組の促進をはじめ、重層的支援体制整備事業の取組により「誰一人取り残さない支援」を推進します。

【 市民一人一人が取り組むこと（自助） 】

- 助け合える関係を大切にし、自分でもできそうな支援活動に参加しましょう。
- 共通の関心や悩みを持つ仲間と、交流や相談支援活動に取り組みましょう。
- 各地域の「協議体」の取組などの支え合い活動やボランティア活動に参加しましょう。

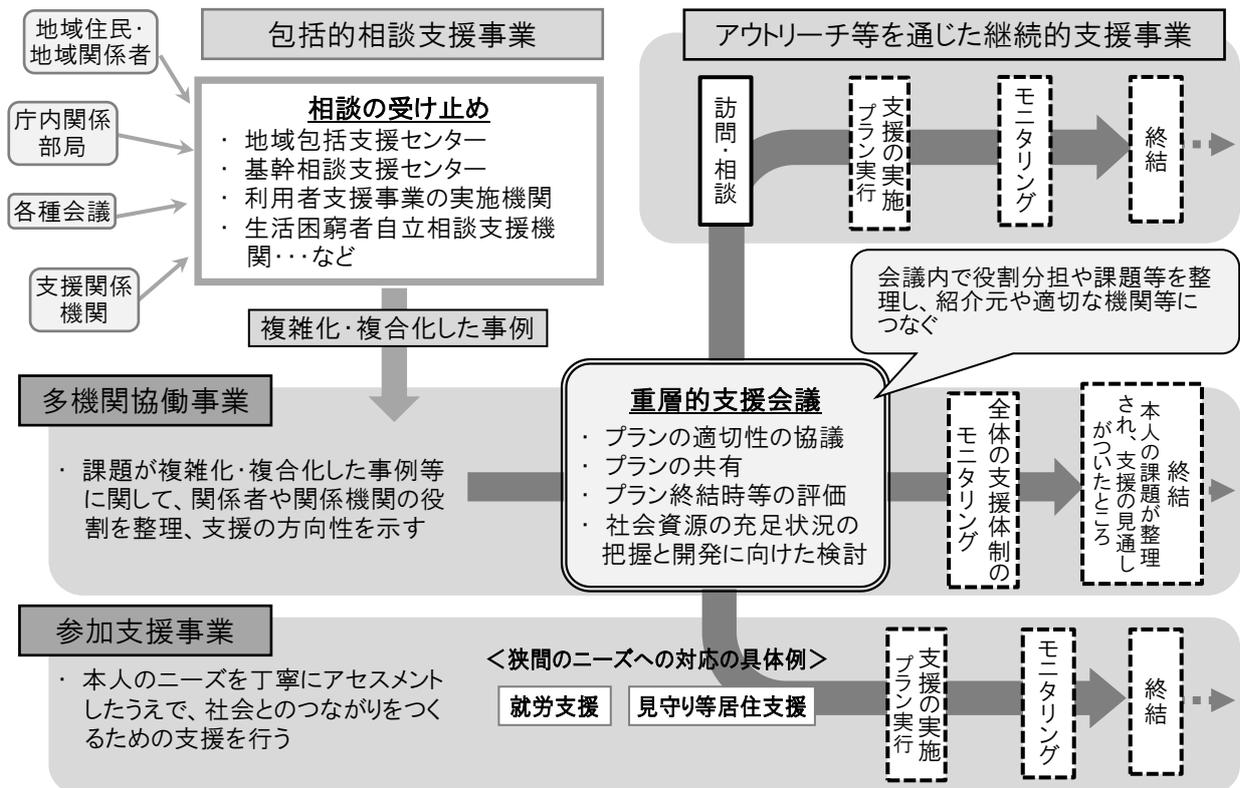
【 地域のみんなで協力して取り組むこと（互助・共助） 】

- 制度の狭間や複合的な困りごとを持つ人の現状を把握し、地域のみんなで対応策を話し合える仕組みを検討します。
- 相談窓口に一人で行けない人を支援します。
- 地域の困りごとを解決するため、住民と商店、郵便局、自治振興区、社会福祉協議会など多様な主体が連携し、地域ぐるみで取り組みます。
- 地域で協働してできる生活支援や福祉サービス事業、サロンや認知症カフェなどの充実に取り組みます。

【 行政が取り組むこと（公助） 】

主な取組	取組内容	主な担当課
包括的な相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「重層的支援体制整備事業」に取り組み、高齢者福祉や介護、障害者福祉、子育て、生活困窮に関する複雑化・複合化した生活課題に対する相談支援を一体的に実施し、本人や世帯の属性にかかわらず受け止め、断らない包括的な相談支援事業を推進します。 	社会福祉課 高齢者福祉課 児童福祉課 保健医療課
重層的支援体制整備事業の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「重層的支援体制整備事業」の推進に当たっては、庁内関係課や医療・福祉等の関係機関との分野横断的な連携の強化を図るとともに、必要な支援が届いていない相談者に対しては、アウトリーチ（訪問支援）等を通じた切れ目のない支援を行います。 	社会福祉課 高齢者福祉課 児童福祉課 保健医療課

【 重層的支援体制整備事業の実施フロー（イメージ） 】



資料：厚生労働省の資料に基づき作成

【基本目標 4】 お互いを尊重し一人一人の権利を守ろう！

取組の方向 1 虐待や暴力被害等の早期発見と支援体制づくり

人権尊重意識の向上のため、広報等による啓発活動を充実するとともに、関係機関と連携した暴力や虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

【 市民一人一人が取り組むこと（自助） 】

- 人権の尊重や暴力防止について積極的に学び、理解を深めましょう。
- 支援や協力を求められたら、可能な範囲で手助けし、必要に応じて早期に関係機関につながりましょう。

【 地域のみんで協力して取り組むこと（互助・共助） 】

- 地域で人権について学ぶ機会をつくれます。
- 地域住民による見守り活動を促進するため、様々な機会を通じて意識啓発を推進します。
- 地域活動や住民からの相談を通じて見守りや支援が必要な人を把握します。
- 地域で解決できない課題は行政や専門機関につながり、連携して支援します。

【 行政が取り組むこと（公助） 】

主な取組	取組内容	主な担当課
あらゆる暴力の防止に向けた啓発	・ DVや虐待等あらゆる暴力の根絶に向けて、市民の理解を深めるとともに、被害者が悩みを抱え込まないよう、市の広報紙やホームページ等を活用した広報や講演会の開催に取り組み、啓発を推進します。 【庄原市男女共同参画プラン】	市民生活課 児童福祉課
相談体制の充実と被害者保護	・ 専門の相談員による相談窓口での対応や関係部署・関係機関との連携による対応を行うとともに、人権に配慮したきめ細かな相談体制の充実を図ります。また、被害者支援のために必要な支援と、その家族の安全の確保に努めます。 【庄原市男女共同参画プラン】	市民生活課 児童福祉課

主な取組	取組内容	主な担当課
高齢者虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関と連携し、高齢者の虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、高齢者虐待の相談支援に関する研修会を開催します。 • 「庄原市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」を定期的で開催し、今後の施策に反映させます。 <p style="text-align: center;">【庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画】</p>	高齢者福祉課
障害者虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> • 「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」に関する積極的な広報や啓発活動を行うとともに、関係機関と連携して、虐待の早期発見と未然防止に努めます。 • 「庄原市障害者支援協議会」や各部会を定期的で開催し、今後の施策に反映させます。 <p style="text-align: center;">【庄原市障害者福祉計画】</p>	社会福祉課
児童虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> • 「庄原市安心家庭ネットワーク」及び「子育て世代包括支援センターほのぼのネット」の機能を強化するとともに、関係機関と連携し、児童虐待の発生予防及び早期発見、早期対応に努めます。 <p style="text-align: center;">【庄原市みらい子どもプラン】</p>	児童福祉課

取組の方向 2 成年後見制度の利用促進(庄原市成年後見制度利用促進基本計画)

1 計画策定の趣旨と位置付け

成年後見制度は、認知症状や知的障害、精神障害等があることにより判断能力が不十分となり、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うための制度です。

今後、高齢化の進行等を背景として、成年後見制度の需要が高まることが見込まれています。

国においては、平成 28 (2016) 年5月の「成年後見制度利用促進法」の施行を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として、平成 29 (2017) 年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。この計画においては、市町村に対し、関係機関と連携し、地域連携ネットワークの構築や中核機関等の計画的な整備を求めているとともに「市町村成年後見制度利用促進基本計画」の策定を求めています。

本市においても、市民の生活に密接に関わる成年後見制度を積極的に推進するために、本項(基本目標4 取組の方向2)を「成年後見制度利用促進法」第14条の規定に基づく「庄原市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、関係機関との連携を図りながら成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護体制の充実を図ることとします。

2 本市の現状と課題

本市における成年後見制度の利用状況をみると、利用者数はここ数年増加傾向にあり、令和2(2020)年12月末日時点では、後見が70人、保佐が12人、補助が10人、任意後見が3人となっています。

また、令和2(2020)年の「成年後見人等と本人との関係」をみると、成年後見人等に選任されたのは親族以外の第三者(主には司法書士、弁護士、社会福祉士等の専門職)が全体の約8割と、親族の選任を大きく上回っている現状となっており、今後は後見人等候補者の人材不足が懸念されています。

【成年後見制度利用者の推移】(再掲)

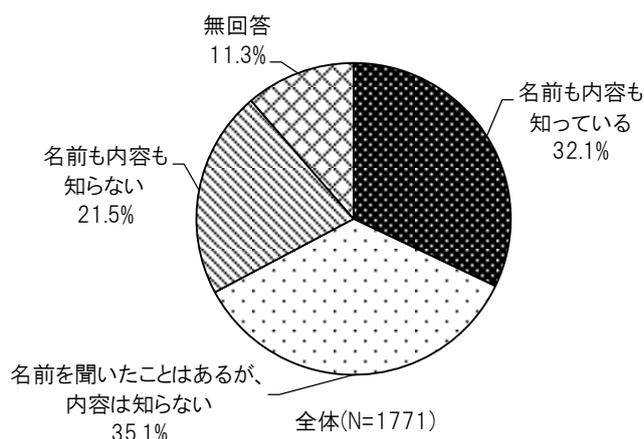
	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
後見(人)	63	68	70
保佐(人)	17	12	12
補助(人)	6	7	10
任意後見(人)	0	0	3
合計(人)	86	87	95

資料:広島県(平成30(2018)年度、令和元(2019)年度は10月6日現在、令和2(2020)年度は12月末日現在)

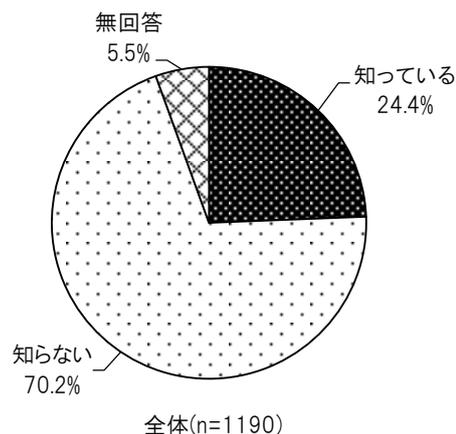
市民アンケート調査では、成年後見制度を「名前も内容も知っている」人は 32.1%と、およそ3人に1人の割合で、成年後見制度の相談窓口を「知っている」人は 24.4%と、およそ4人に1人の割合となっています。

今後、制度の更なる周知が必要であるとともに、高齢化の更なる進行に伴う認知症や高齢者のひとり暮らし世帯の増加などを見据え、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、成年後見制度の適切な利用促進が必要です。

【成年後見制度の認知状況】



【成年後見制度の相談窓口の認知状況】



本市の権利擁護の取組として、庄原市社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業※（福祉サービス利用援助事業 通称「かけはし」）が実施されています。「かけはし」の利用者は増加傾向にあり、令和3（2021）年12月末日時点では、82人が利用しており、今後も増加が予想されます。また、庄原市社会福祉協議会が成年後見人等に就任する法人後見事業についても、「かけはし」の利用者の成年後見人等になるケースも含め、利用者は増加しています。

庄原市社会福祉協議会をはじめ、地域の専門職、関係機関等との連携をより一層強化し、権利擁護に関するネットワークの構築や取組を推進していく必要があります。

【日常生活自立支援事業（通称「かけはし」）等の利用者の推移】

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
かけはし(人)	70	70	81	82
法人後見(人)	11	17	21	22

資料：高齢者福祉課（各年度3月末日現在、令和3(2021)年度は12月末日現在）

※【日常生活自立支援事業】判断能力が不十分な方が地域において自立した日常生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。

3 計画の期間

「庄原市成年後見制度利用促進基本計画」の期間は「第3期 庄原市地域福祉計画」と一体的に策定することから、同一期間である令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

4 施策の体系

「庄原市成年後見制度利用促進基本計画」は、次の体系に基づき施策に取り組みます。

（1）成年後見制度の周知と理解の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 成年後見制度の周知・啓発・ 相談窓口の周知・ 職員等に向けた制度の理解促進
（2）成年後見制度の利用促進に向けた支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 支援が必要な人の発見体制づくり・ 相談支援体制の整備・ ニーズに応じた支援体制の整備・ 市長申し立ての実施
（3）関係機関との連携による制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none">・ 地域連携ネットワークによる個別ケースへの対応・ 中核機関による地域連携・機能強化

5 計画の推進に向けた取組

【 市民一人一人が取り組むこと（自助） 】

- 権利擁護や成年後見制度に関心を持ち、積極的に学び理解を深めましょう。
- 認知症サポーター養成講座などを受講し、認知症への理解を深めましょう。

【 地域みんなで協力して取り組むこと（互助・共助） 】

- 地域で、権利擁護や成年後見制度に関心を深める講座や研修会、認知症サポーター養成講座などを開催し、理解を深める機会の充実を図ります。
- 金銭の支払いが難しい人や認知症が疑われる人を見かけたら、必要に応じて民生委員・児童委員や相談機関につなぎます。

【 行政が取り組むこと（公助） 】

（１）成年後見制度の周知と理解の促進

主な取組	取組内容	主な担当課
成年後見制度の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会等の関係機関と連携し、市民の成年後見制度への関心が高まるよう、市の広報紙やホームページなど、多様な媒体や機会を活用して周知を図るとともに、制度の適切な利用に関する啓発を推進します。 <p style="text-align: center;">【庄原市障害者福祉計画】 【庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画】</p>	社会福祉課 高齢者福祉課
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報紙やホームページ等を活用し、成年後見制度の利用についての相談窓口の周知に努めます。 <p style="text-align: center;">【庄原市障害者福祉計画】 【庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画】</p>	社会福祉課 高齢者福祉課
職員等に向けた制度の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会等の関係機関と連携し、本市の職員をはじめケアマネジャー、ソーシャルワーカー、相談支援事業所等を対象とした研修会や講演会を開催し、成年後見制度の理解を深めるとともに、個別のニーズを判断し、制度の利用につなぐことができる人材の育成に努めます。 <p style="text-align: center;">【庄原市障害者福祉計画】 【庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画】</p>	社会福祉課 高齢者福祉課

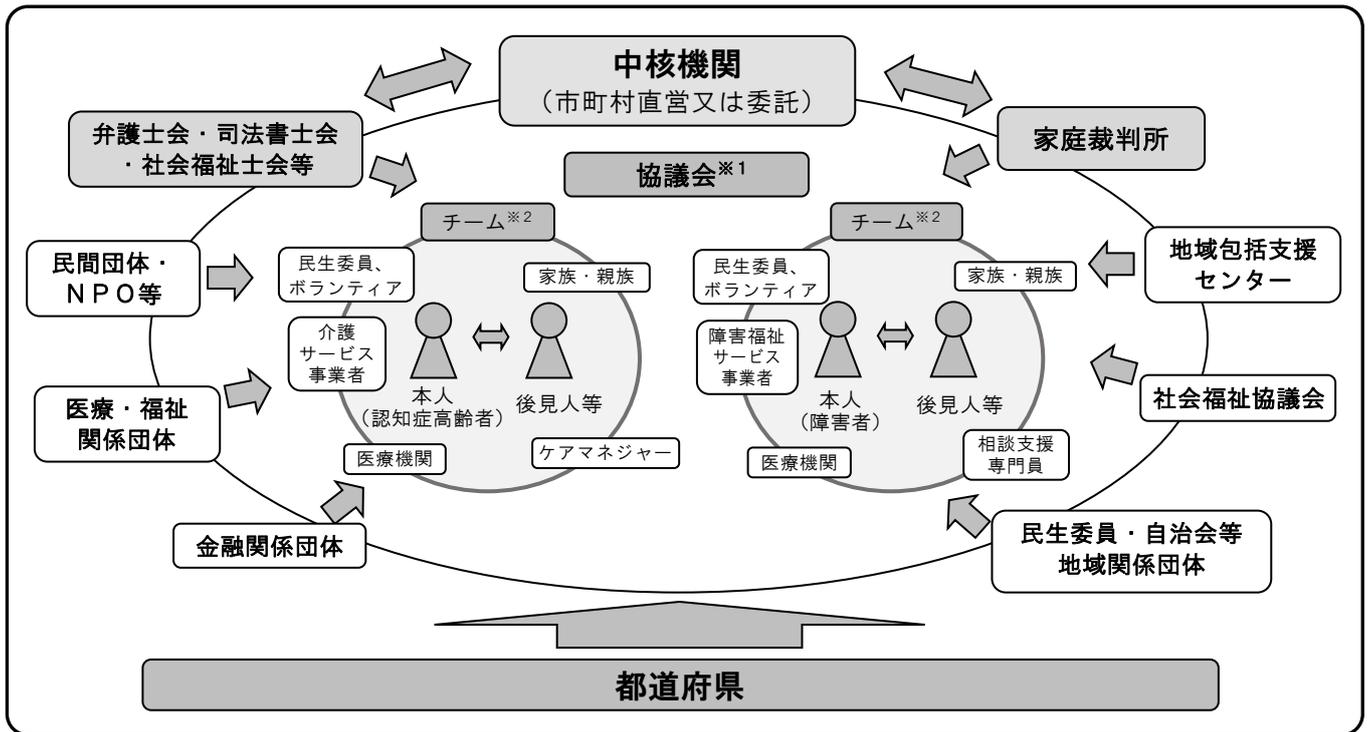
(2) 成年後見制度の利用促進に向けた支援体制の整備

主な取組	取組内容	主な担当課
支援が必要な人の 発見体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域において、財産管理や必要な福祉サービス等の利用手続きなど、権利擁護支援が必要な人の早期の発見に努め、速やかに必要な支援につなぐことができる体制の整備に努めます。 体制の整備に当たっては、地域住民や家族からの相談、社会福祉協議会やケアマネジャー、民生委員・児童委員からの相談など、関係機関と連携した早期発見の仕組みづくりに努めます。 	社会福祉課 高齢者福祉課
相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な人やその家族等が、成年後見制度の利用について身近な地域で気軽に相談できるよう、社会福祉協議会の相談窓口をはじめ関係機関と連携し、相談窓口の充実を図ります。 	社会福祉課 高齢者福祉課
ニーズに応じた支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 相談を受けた場合、制度の説明を行い、本人の状況確認と個別のニーズを把握しながら、きめ細かな支援に努めるとともに、本人の意思や心身の状態、生活の状況等を踏まえた制度の運用を図ります。 	社会福祉課 高齢者福祉課
市長申し立ての実施	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、身近に申し立てる親族がいない場合や申し立ての経費、後見人の報酬を負担できない場合に、成年後見市長申し立てを実施します。 	社会福祉課 高齢者福祉課

(3) 関係機関との連携による制度の適切な運用

主な取組	取組内容	主な担当課
中核機関による地域連携・機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護の支援が必要な人に対し、早期に必要な支援に結び付けることができるよう、専門職、関係機関が連携、協力して、個々の課題やニーズに適した支援の在り方の協議や検討を行うことができる仕組みづくり（地域連携ネットワーク）の構築を図ります。 法律、福祉等の専門知識や地域の専門職等からのノウハウを蓄積し、地域における制度の推進役として地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）の設置に向けた取組を推進します。 	社会福祉課 高齢者福祉課

地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備について



※1【協議会】法律・福祉の専門職団体や司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体
 ※2【チーム】本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が連携して、日常的に本人の見守りや意思、状況等を継続的に把握する。

資料：令和元(2019)年5月27日厚生労働省社会・援護局成年後見制度利用促進室 作成資料

＜地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能＞

●中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークと共に地域において、以下の機能が発揮されるよう主導する役割を担います。また、専門職による専門的助言等の支援を確保します。

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
 - (b) 担い手の育成・活動の促進
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
 - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

資料：「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」一般財団法人日本総合研究所

【基本目標5】 安全・安心なまちをつくろう！

取組の方向1 地域の防災・防犯体制の強化

地域の防災対策について、住民や関係機関、行政との協働により、地域の防災力を強化するとともに、地域の見守り体制など、防犯体制の充実による安全なまちづくり活動を促進します。

【 市民一人一人が取り組むこと（自助） 】

- 日頃から防災に関する知識を身に付け、避難場所や経路、防災用品を確認し、災害に備えましょう。
- 地域の防災訓練や防災について学ぶ場に、積極的に参加しましょう。
- 近隣に、避難に支援が必要な人がいる場合は、日頃から避難方法についてコミュニケーションをとっておきましょう。
- 災害時に避難する際は、隣近所で声を掛け合いましょう。

【 地域のみんで協力して取り組むこと（互助・共助） 】

- 防災訓練や防災について学ぶ機会の充実に努めます。
- 自主防災組織の活動など、地域の支え合い活動に協力します。
- 地元消防団や関係機関との連携により、防災・防犯意識の高揚に努めます。
- 防犯や交通安全活動等に、住民が参加しやすい仕組みづくりを検討します。
- ボランティアや関係機関との連携による、子どもや高齢者等を対象とした見守り活動を促進します。

【 行政が取り組むこと（公助） 】

主な取組	取組内容	主な担当課
防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 市の広報紙やホームページをはじめ、多様な媒体や地域住民が集う場や機会を活用し、災害時の避難場所の周知に努めるとともに、災害時に、住民が的確な判断に基づいて行動できるよう、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の醸成を図ります。 【庄原市地域防災計画】	危機管理課

主な取組	取組内容	主な担当課
災害時の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者や障害者、子育て家庭等への災害時の情報伝達、避難誘導體制及び避難所生活への配慮をはじめ、迅速な災害復旧・復興体制の整備、応急体制の整備など、総合的な災害対策を推進します。 <p style="text-align: center;">【庄原市地域防災計画】 【庄原市強靱化地域計画】</p>	危機管理課 社会福祉課 高齢者福祉課 児童福祉課
地域の防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 市の広報紙やホームページなどを活用し、防犯に関する啓発を推進するとともに、住民同士の防犯に向けた日頃の声掛けや見守り活動を促進します。 • 高齢者等を対象とした特殊詐欺や新型コロナウイルスに便乗した新たな特殊詐欺など、消費者被害を未然に防止するため、地域の高齢者が集う場での出前講座などを通じて、啓発活動を強化します。 • 自治振興区や地域の消防団、PTA、警察署等と連携し、防犯パトロールの促進や交通安全対策の推進など、安全、安心なまちづくりを総合的に推進します。 	危機管理課 社会福祉課 高齢者福祉課 市民生活課

取組の方向2 再犯防止対策の推進（庄原市再犯防止推進計画）

1 計画策定の趣旨と位置付け

全国における刑法犯の認知件数及び検挙者数は、年々減少傾向にある一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者率[※]は約50%に及んでいます。このことから、安全で安心して生活できる地域社会の実現に向けて、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

こうした中、平成28（2016）年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、平成29（2017）年12月には「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。また、令和3（2021）年3月には、広島県において「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度）（以下「県計画」という。）が策定されています。

本市においても、国及び広島県の再犯防止推進計画、これまでの行政をはじめ関係団体等の取組や課題を踏まえ、本項（基本目標5 取組の方向2）に更生支援の取組をまとめ、「再犯防止推進計画」第8条の規定に基づく「庄原市再犯防止推進計画」として位置付け、犯罪をした人の円滑な社会復帰を支援するとともに、犯罪が起きにくい地域づくりを進めるものとします。

2 計画の期間

「庄原市再犯防止推進計画」の期間は「第3期 庄原市地域福祉計画」と一体的に策定することから、同一期間である令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

3 計画の対象者

犯罪・非行をした人とその家族、犯罪・非行をした人の立ち直りに関わる人及び犯罪・非行をした人を取り巻く社会の全ての構成員とします。

4 目指すべき社会像

国の再犯防止推進計画及び県計画を踏まえ、本市の目指すべき社会像を広島県と同様に設定します。

犯罪・非行をした者が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会

※【再犯者率】刑法犯検挙人員に占める再犯者人員の比率のこと。

5 再犯防止を取り巻く状況について（現状と課題）

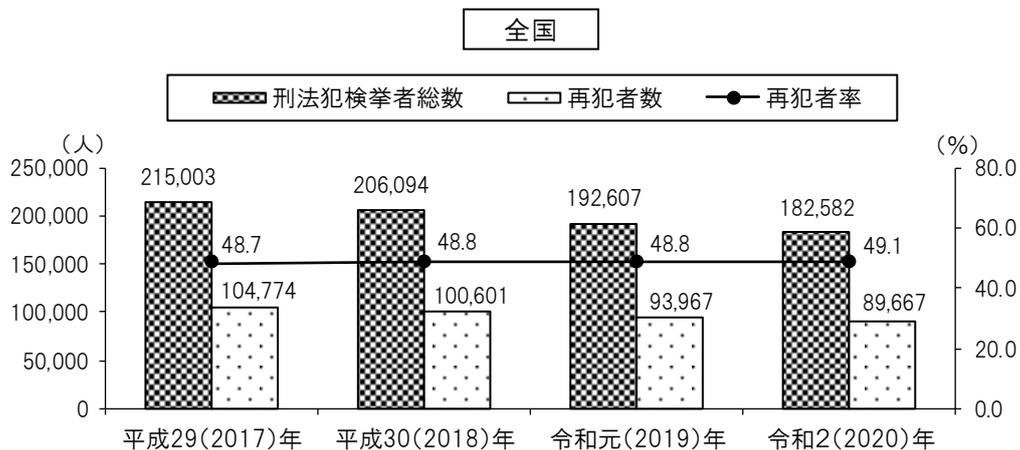
（1）現状

過去4年間の刑法犯の検挙者数は減少傾向にあり、令和2（2020）年は、全国で182,582人、広島県で4,206人、本市においては38人（少年を除く）となっています。

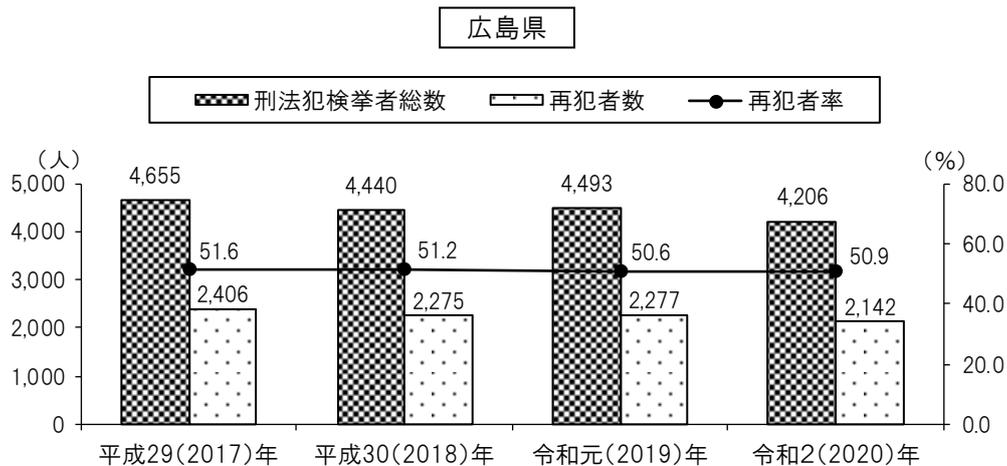
また、再犯者率は、令和2（2020）年は全国で49.1%、広島県で50.9%となり、本市においては28.9%と再犯者率が増加傾向から減少に転じています。本市の場合、犯行時の年齢が、全国や広島県と比較しても65歳以上の高齢者の割合が最も高く、窃盗犯が多いことが特徴となっています。

本市では、市や警察、青少年育成庄原市民会議、民生委員児童委員協議会、防犯組合連合会など関係機関が連携して子どもの非行防止や健全育成、犯罪防止などの活動に取り組んでいます。また、保護司会や更生保護女性会、協力雇用主※を中心として、再犯防止や更生保護の取組を行っています。

【刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率の推移（全国・広島県・庄原市）】



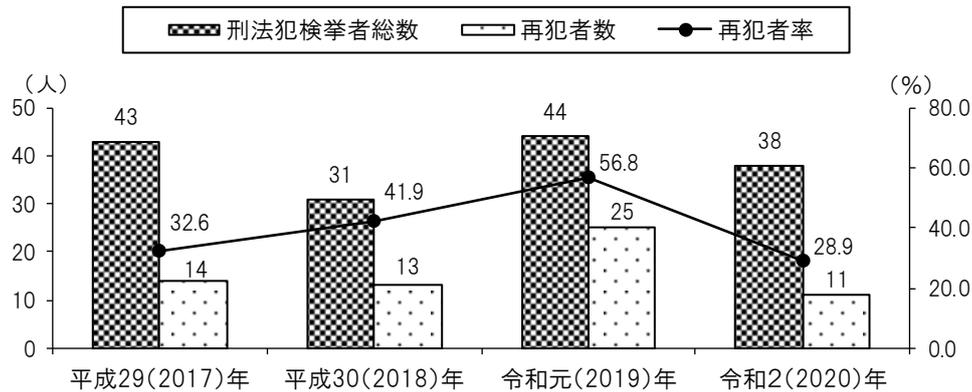
資料：令和3(2021)年版 犯罪白書



資料：広島県 犯罪統計書

※【協力雇用主】犯罪・非行の前歴のため定職に就くことが容易でない保護観察対象者等の事情を理解して雇用し、生活の改善や更生に協力する民間事業主のこと。

庄原市



資料:法務省広島矯正管区

【犯行時の年齢の割合・罪種（検挙人員：少年を除く）】

(単位:%)

内訳	年度	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65歳以上	(罪種上位)
全国	平成 29	20.1	17.0	18.5	13.6	6.1	24.6	窃盗犯 46.6、粗暴犯 23.7、知能犯 5.7
	平成 30	20.1	17.0	18.5	14.0	5.8	24.6	窃盗犯 45.6、粗暴犯 24.6、知能犯 5.7
	令和元	19.8	16.7	18.4	14.6	5.8	24.7	窃盗犯 45.1、粗暴犯 25.6、知能犯 5.4
	令和2	19.5	16.3	18.2	14.8	5.9	25.3	窃盗犯 44.6、粗暴犯 25.4、知能犯 5.5
広島県	平成 29	17.8	16.2	17.4	13.0	6.8	28.4	窃盗犯 50.2、粗暴犯 22.7、知能犯 5.9
	平成 30	17.7	15.6	18.0	13.3	6.7	26.9	窃盗犯 48.8、粗暴犯 23.2、知能犯 5.9
	令和元	16.7	17.0	18.4	13.2	6.2	28.6	窃盗犯 48.7、粗暴犯 22.8、知能犯 6.4
	令和2	17.4	15.3	18.0	13.6	5.6	30.0	窃盗犯 48.7、粗暴犯 22.7、知能犯 5.4
庄原市	平成 29	14.0	14.0	14.0	4.7	4.7	48.8	窃盗犯 53.3、粗暴犯 24.4、知能犯・覚醒剤 4.4
	平成 30	9.7	16.1	12.9	19.4	6.5	35.5	窃盗犯 48.4、粗暴犯 22.6、知能犯 6.5
	令和元	2.3	9.1	25.0	13.6	4.5	45.5	窃盗犯 42.2、粗暴犯 17.8、知能犯 8.9
	令和2	15.8	26.3	13.2	10.5	7.9	26.3	窃盗犯 28.2、粗暴犯 43.6、知能犯 5.1

資料:法務省広島矯正管区

(2) 課題

再犯を防止するためには、犯罪を未然に防ぐことはもちろん、立ち直ろうとする人を社会の一員として迎え入れ、円滑な社会復帰につなげていかなければいけません。しかし、犯罪や非行をした人たちの中には、様々な課題を抱えている人が多く存在し、自力で更生することが困難な人もいます。地域社会で生活する上で、こうした犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことがないように生活基盤を整え、孤立させないための支援が必要となります。

(就労)

○ 「令和元（2019）年版犯罪白書」では、平成30（2018）年に全国で新たに刑事施設*へ入所した人のうち、犯罪時に無職である割合は、初入者が64.6%である一方、再入者が72.1%であり、再犯に及ぶ人ほど無職である割合が高くなっています。

○ 協力雇用主への登録が少ないため、本人の適正や希望に沿った就労が困難な状況が想定されます。

※【刑事施設】 刑務所、少年刑務所、拘置所のこと。

（住居）

- 法務省資料によると、平成 30（2018）年に全国で新たに刑事施設に入所した人のうち、犯罪時に住所不定であった割合は、初入者は 14.2%である一方、再入者は 21.9%であり、再犯に及ぶ人ほど住所不定の割合が高くなっています。
- 低額所得者や高齢者、保護観察対象者などの住宅の確保に特に配慮を要する「住宅確保要配慮者」の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録促進などの周知が不十分となっています。

（保健医療・福祉）

- 高齢者支援や障害者支援、生活保護などの関連分野において、更生支援の視点が不十分となっています。
- 広島県地方検察局や広島県地域生活定着支援センター※と市及び保健医療・福祉サービス事業者との連携が不十分で、刑事施設出所者に対する福祉などの利用調整が円滑に行われない場合があります。

（薬物）

- 法務省が平成 29（2017）年に実施した調査によると、覚醒剤取締法違反により刑事施設に入所している人のうち、専門医療機関等の薬物依存から回復するための治療や支援を実施する機関や団体を利用したことがない人は、多数みられます。本人や家族からの相談への対応や治療・回復支援の充実を図っていくことが求められます。

（修学）

- 少年院出院者や保護観察処分少年に対し、学校等への復学・進学に必要な情報が十分に提供される必要があります。

（理解促進）

- 更生支援について、これまで直接支援に携わったことのない市民にとっては、身近なテーマではなく、関心が高いとは言えません。

（支援基盤）

- 更生支援に対する社会の理解・関心の低下や地域の間人関係の希薄化などを背景に、保護司適格者の確保が困難になりつつあります。

※【広島県地域生活定着支援センター】高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設からの出所者に対し、保護観察所と協働して、福祉サービスの利用を援助するなど、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援することを目的とした機関のこと。

6 取組の推進に当たっての基本的な考え方

再犯防止推進法の基本理念及び国の再犯防止推進計画に掲げる基本方針並びに県計画の基本的な考え方を踏まえ、庁内及び関係機関と連携し、共通認識を持って取組を推進します。

【再犯防止推進法（抜粋）】

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

【県の基本的な考え方】

再犯防止推進法に掲げる「基本理念」及び国の「再犯防止推進計画」に掲げる「基本方針」を踏まえて取り組みます。

〔国の再犯防止推進計画の基本方針の概要〕

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進すること。
- ② 刑事司法手続きのあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施すること。
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施すること。
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施すること。
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成すること。

7 施策の体系

「庄原市再犯防止推進計画」は、次の体系に基づき施策に取り組みます。

(1) 就労・住居の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関等との連携による就労先等の確保・ 安定した住居の確保
(2) 保健・福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者、障害者への支援・ 関係機関等との連携による薬物依存を有する者への支援
(3) 青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none">・ 学校、関係機関等との連携による非行の未然防止、青少年健全育成、児童虐待やDV防止
(4) 広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 相談窓口や各種制度、更生保護に関する広報、啓発活動
(5) 支援基盤の強化	<ul style="list-style-type: none">・ 保護司会の活動支援、連携の強化

8 計画の推進に向けた取組

【 市民一人一人が取り組むこと（自助） 】

- 犯罪や非行をした人の立ち直りや社会復帰に向けた取組への理解を深めましょう。
- 保護司等による更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に協力しましょう。

【 地域みんなで協力して取り組むこと（互助・共助） 】

- 再犯の防止に関する地域の取組について、住民への理解を促進します。
- 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識の啓発に、地域全体で取り組みます。

(1) 就労・住居の確保のための取組

国の再犯防止推進計画では、刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったことや、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍と高かったことなどから、就労や生活が不安定であると再犯に結び付きやすい傾向にあります。関係機関等との連携による就労の確保や地域社会における適切な住居の確保は、再犯防止に向けて重要な取組となります。

主な取組	取組内容	主な担当課
就労の確保	<ul style="list-style-type: none"> 生活に困っている人や就職に不安を持つ人に対し、「自立相談支援事業※1」により包括的な相談に対応し、関係機関と連携することで就労の確保等を図ります。 特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構※2の周知を図り、協力雇用主等への協力拡大に努めます。 障害のある人が適切な支援を受け、自立した社会生活を送ることができるように、備北障害者就業・生活センター※3等と連携した取組に努めます。 	社会福祉課 市民生活課
住居の確保	<ul style="list-style-type: none"> 経済的に困窮し、住居を失った又は失うおそれがある人に対し、「住居確保給付金制度※4」により給付金を支給することで、安定した住居の確保と就労の自立を図ります。 住宅に困窮し所得が法令等で定められた基準内の人に低額な家賃の公営住宅を提供します。 広島県居住支援協議会※5を構成する一員として、住宅確保要配慮者に関する取組を協議するとともに、パンフレット等の活用により啓発や情報提供を図ります。 	社会福祉課 都市整備課

※1【自立相談支援事業】生活困窮者自立支援法(平成 27(2015)年4月1日施行)に定める事業。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施する事業のこと。

※2【特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構】広島県内の経済界の協力により犯罪や非行をした人を雇用する事業者を支援し、安全安心な社会づくりに貢献する組織のこと。

※3【備北障害者就業・生活センター】国と県から委託された法人。障害者の就業と生活面の一体的な相談支援を行っている。

※4【住居確保給付金制度】生活困窮者自立支援法(平成 27(2015)年4月1日施行)に定める事業。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給する制度のこと。

※5【広島県居住支援協議会】住宅確保要配慮者(低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等)が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにする方策について、協議するために組織された協議会のこと。県内の自治体も参画している。

(2) 保健・福祉サービスの利用促進のための取組

犯罪や非行をした人の中には、地域の中の誰ともつながっていない人、安定した仕事や住居がない人、障害等により犯罪に至る人などのケースが多くみられます。また、高齢化が進んでいく中で、高齢者の再犯者も増加しており、ひとり暮らしや孤立して福祉的な支援につながっていないなど、行政や地域の支援が必要と思われる人に対して、保健医療・福祉サービス等の支援に結び付けることが必要です。

主な取組	取組内容	主な担当課
高齢者・障害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害のある人が必要とする福祉サービスにつながるように、地域包括支援センター等による相談事業など必要に応じた支援を行います。 矯正施設*を出所する場合、福祉的な支援が必要な人のために、広島県地域生活定着支援センターなどの関係機関と連携し必要な調整を行います。 	社会福祉課 高齢者福祉課
薬物依存を有する者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して薬物の乱用防止を目的とした啓発活動に努めます。 薬物乱用による弊害に関する健康相談など県保健所との連携を図ります。 	保健医療課

(3) 青少年の健全育成のための取組

非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、家庭環境の変化等、児童・生徒を取り巻く様々な課題があります。将来を担う少年・少女の健全育成を図るために、非行の未然防止や早期対応につながる取組を充実させるとともに、非行を繰り返さないように必要な支援をすることが必要です。

主な取組	取組内容	主な担当課
非行の未然防止、青少年健全育成、児童虐待やDV防止	<ul style="list-style-type: none"> 市内小中学校へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校等と連携して、児童・生徒の状況に応じた相談支援などにより、課題解決を図り非行の未然防止に努めます。 少年院退院者や保護観察処分少年等に対し、学校等と連携して復学調整等を支援します。 特別な支援を必要とする児童・生徒への相談支援などを行います。 児童・生徒への啓発活動や青少年の健全育成を図るため、庄原市青少年育成市民会議と連携し、家庭や地域の健全な環境づくりに努めます。 庄原市安心家庭ネットワーク協議会と連携し、児童虐待・DV防止に努めます。 	教育指導課 児童福祉課

※【矯正施設】刑務所や少年刑務所、拘留所、少年院の総称のこと。

(4) 広報・啓発活動の推進のための取組

再犯の防止等に関する施策は、市民にとって身近でないため、関心と理解が十分に得られているとは言えません。犯罪をした人の社会復帰のためには、自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした人が社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

主な取組	取組内容	主な担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「社会を明るくする運動庄原地区推進委員会」を組織し、各種行事や啓発活動を実施します。 広く市民に対し、犯罪や非行の防止と更生、「再犯」に関する市民の理解を促進するため、毎年7月に全国的に展開される「社会を明るくする運動^{※1}」や「再犯防止啓発月間^{※2}」などに合わせて、市の広報紙、行政（回覧）文書、住民告知端末放送等を活用した広報・啓発を行います。 	市民生活課

(5) 支援基盤の強化のための取組

再犯を防止するためには、国や自治体、保護司等民間協力者が相互に連携して取組を進めることが重要です。特に、地域における再犯防止等に関する施策の実施に関しては、犯罪をした人の指導・支援にあたる保護司や社会復帰を支援するための、幅広い活動を行う更生保護女性会をはじめとした、多くの民間団体等の協力と支援が必要です。

主な取組	取組内容	主な担当課
民間協力者の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 庄原地区保護司会に対し、運営補助金の交付や公共施設の無償貸与による更生保護サポートセンターの支援など、活動を支援します。 保護司会と連携して保護司確保に向けた協力をします。（定数 35 人に対し 28 人 令和4（2022）年 3月末日現在） 	市民生活課

※1【社会を明るくする運動】全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。各地で街頭での広報やポスターの掲出、新聞やテレビ等による広報活動や作文コンテストなどが実施されている。

※2【再犯防止啓発月間】「再犯防止推進法」の規定により、7月を「再犯防止啓発月間」とする旨が定められている。法務省では、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、ふだんの生活では触れる機会の少ない「再犯防止」というテーマについて、国民への関心を高めるためのPRやイベント、情報発信を積極的に行っている。

第7章 計画の推進

【1】 計画の推進に当たって

1 計画の周知と住民との協働による推進

計画の推進に当たっては、各分野のまちづくりを進める上で中心的な役割を担う住民の主体性を最大限に尊重し、住民の参画と協働によって、地域福祉の取組を進める必要があります。そのため、住民に対して、本計画の内容について周知を図り、地域福祉活動の理解の促進と普及に努めるとともに、福祉やボランティアに関する多様な情報提供を通じて、住民がお互いに支え合う意識の醸成と活動の促進を図ります。

2 庁内の推進体制の強化

本計画は、高齢者や障害者、子育て支援などの福祉部門のみならず、学校教育や生涯学習、まちづくり部門など、庁内の幅広い分野で地域福祉施策を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、関係する庁内部署との連携をより強化した推進体制の整備を図ります。また、複雑化・複合化した課題を抱える住民や世帯に対する支援体制を重層的に整備し、誰一人取り残さないという考え方に沿って、必要な環境を整備する「重層的支援体制整備事業」の具体的な実施に向けて積極的に取り組めます。

3 関係機関との連携の強化

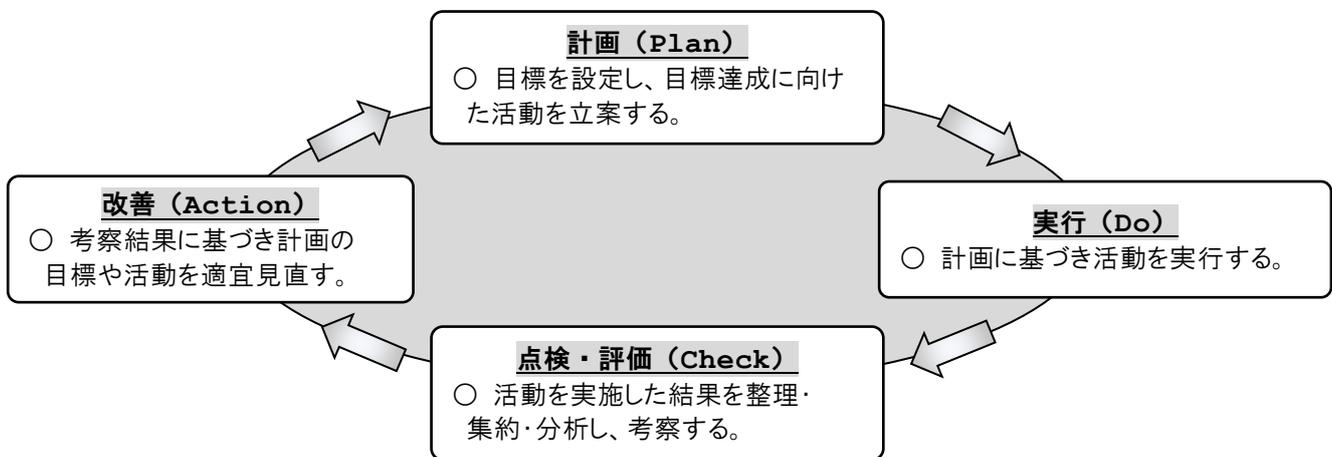
庄原市社会福祉協議会は、本市のボランティア活動等における中核的な役割を果たしていることから、引き続き、庄原市社会福祉協議会と密接に連携した福祉活動を推進するとともに、庄原市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」との施策連携を図り、協働体制を維持します。また、地域福祉の推進は、地域で協力して取り組むことが基本です。そのため、本市と自治振興区をはじめ福祉サービス提供事業者やボランティア団体、関係団体等、地域福祉の推進に携わる多様な関係機関との連携やネットワークづくりの促進によって、協働のまちづくりを推進します。

【2】 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、全体的には、庄原市地域福祉計画策定推進委員会において、計画の進捗状況や達成状況を定期的に点検し、それを今後の施策に反映していく「PDCAサイクル」により進行を管理します。

なお、本計画における取組内容の具体的な進行管理に当たっては、各部署で策定している関連計画において、本計画の内容を踏まえた「PDCAサイクル」により、目標達成に向けた取組を推進します。

【 PDCAサイクルのプロセスイメージ 】



資料編

1 庄原市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱

平成 19 年 7 月 27 日告示第 112 号
改正 平成 20 年 3 月 31 日告示第 64 号
改正 平成 28 年 3 月 31 日告示第 42 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する市町村地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、計画の効果的な推進を図るため、庄原市地域福祉計画策定推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し、必要な調査及び協議を行うこと。
- (2) 計画の推進に関し、協議及び検討を行うこと。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体の代表者又は構成員
- (3) 地域福祉活動等実践者
- (4) 庄原、西城、東城、口和、高野、比和及び総領地域の住民代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により、これを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会の設置)

第7条 所掌事務に関する具体的事項について、調査、研究及び検討するため委員会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第64号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第42号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2 庄原市地域福祉計画策定推進委員会 第3期委員名簿

No.	第3条号数	氏名	所属等	
1	学識経験者 (1号委員)	手島 洋	県立広島大学 保健福祉学部人間福祉学科 講師	
2	福祉関係団体 (2号委員)	鹿川 晴美	庄原市社会福祉協議会(社会福祉課調整) 北部地域事務所 次長	
3		田村 富夫	庄原市民生委員児童委員協議会(社会福祉課調整) 庄原市民生委員児童委員協議会 会長	
4	地域活動等実践者 (3号委員)	若林 隆志	自治活動分野(自治振興課調整) 庄原市自治振興区連合会 理事	
5		岡崎 輝子	男女共同参画・生涯学習分野(市民生活課調整) 庄原市地域女性団体連絡協議会 会長	
6		今岡 哲也	子育て支援分野(児童福祉課調整) 庄原地域子育て推進委員会 委員	
7		米谷 恵子	地域づくり分野(自治振興課調整) 庄原市地域マネージャー(高自治振興区)	
8		赤木 初男	保健活動分野(保健医療課・高齢者福祉課調整) 庄原市シルバーリハビリ体操指導士会 会長	
9	住民代表者 (4号委員)	庄原	荒木 和美	社会福法人相扶会 相扶の郷相談支援事業所 管理者ほか
10		西城	平井 正澄	西城自治振興区 事務局長
11		東城	小田 恵子	東城自治振興区ウーマンカレッジ 副会長ほか
12		口和	門野 康江	口和健康づくりの会 会長
13		高野	三川 みゆき	庄原市社協北部地域事務所 高野地域センター
14		比和	松長 百合子	比和きずな会 代表
15		総領	中田 博章	総領自治振興区 事務局長

第3期 庄原市地域福祉計画

発 行 / 令和4（2022）年4月
発 行 者 / 庄原市 生活福祉部 社会福祉課
〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10-1
電 話（0824）73-1210
FAX（0824）75-0245
E-mail fukushi-syougai@city.shobara.lg.jp

